

令和6年3月13日 予算審査特別委員会

(開 会 午前9時27分)

井澤委員長

皆さんおはようございます。少し時間前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから、予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席議員は10名で、会議は成立いたします。昨日に引き続き予算審査を行います。本日は、6款商工費から始めます。商工費、154ページについて、はい。松澤委員。

松澤委員

はい。6款1項1目、12節の委託料の中ですね、ふるさと納税の活性化アドバイザー業務を委託しまして、それによってですね、終了ということなんですけども、1年ちょっとですかやっていたんですけど、この中身としては、ふるさと納税以外にも、ほかにもアドバイスいただける、町に対してのアドバイスをいただけるということでやっていたと思うんですけど、その成果といいますか、それがどういうふうになったかということをお聞きしておきたいんですけども。

井澤委員長

観光商工課長。

観光商工課長

はい、お答えいたします。N T Tデータにはですね、令和4年度後半から令和5年度1年間ということで、アドバイス、ふるさと納税の関係に限らずですね、色々な形でアドバイスをいただいたところでございます。担当課、ふるさと納税の部分でお話をさせていただきますと、まず現在、令和5年度当初の時点での当町のふるさと納税の仕組みの中身をですね、まず検証していただいたことがございます。その内容につきましては、かなり中間委託業者にお金を支払っていたんじゃないかということで、その中身を分析をする形で、実際調べてみますと、どの業務にいくらぐらいかかっているのかということも調べまして、実際、検証していく中で、もう少し色々、経費を少なくできるということがわかりました。その中で、令和5年度の中で検証した中で、業者に対することをですね、委託をやめるという形で話を進めていったところでございます。金額的なお話をさせていただきますと、手数料11%ほどですね、今まで払っていた部分がございまして、実際中身を検証したうえで、新たな中間業者に委託をすると、そこがかなりパーセンテージが落ちて、寄附金の7%ほど少なくできるということで、金額にしますと900万円ぐらいは来年度以降ですね、経費が抑えられるというような成果、金額面でいきますとそういった成果がございました。私からはふるさと納税の関係のみ、ご回答させていただきます。

井澤委員長

はい、副町長。

副町長

はい。それでそれ以外のことと言いますと、打合せ業務というのは2月の末ま

でで、全部で11回ほどやっていますけども、またこの3月に行いますが、例えば、今建設水道課で計画を作っている住生活基本計画の仕様書の段階からですね、プロポーザルも含めて、色々な情報をいただきながら、今、計画を練っているというところです。あと地域交通の関係についても、一応、今年、計画を作るところですけども、それについても得意分野の方もいますので、色々アドバイスをいただいたというところです。あと産業課でいきますと、びらとり和牛の現状ですとか、あと公社の関係ですとか、あるいは農業振興、効率的な農地利用に向けた調査など、これからアンケートを取るんですけども、その辺のアンケートをどのような作り方をしていけばいいかだとか、あるいは町営牧野のあり方について、これもこれからアンケートを取っていくと思いますけども、それについてもアドバイスをもらっています。あと総務分野でいきますと、実際のDXの推進の取り組みということで、メンバーの2人が総務省のアドバイザーもやっているということもあって、後半は総務省の事業を使わせていただいてやりましたけれども、それについてもアドバイスをいただいています。あとロケ地の活用というところでも、観光商工分野ですけども、ほかの全国のロケ地の活用の参考事例を見ながら、うちの町でどう活かすかっていう、そういう情報の提供、アドバイスをもらっています。あと今年、公立病院の経営強化プランということで策定をしましたけども、それについても、うちの町立病院の繰り出しが妥当かどうか、全国的、全道的な状況も色々情報を調べていただきまして、その辺の詳細と、あるいは経営プランに向けてのご意見をいただいているというところです。あと今回、千歳のほうにできる半導体の企業進出による関連企業の立地条件なども、彼らは宮崎で色々やっていますので、熊本の情報も踏まえながら、アドバイスをいただいたということです。小さなことでいくと例えば広報のあり方なども含めて、メンバーの中には広報のコンクール、全国コンクールで上位の賞をもらった方がいましたので、その作り方も含めてアドバイスをいただいたというところです。

井澤委員長
松澤委員

はい、松澤委員。

たった1年でそれだけのことをアドバイスしていただいたということで、2年、1年半でしたか、これからの平取には随分と勉強になったといいますか、アドバイスをいただいて進んでいけるということで、とても良かった、結果的にとても良かったことかなって、お話聞いて思いましたので、是非これを活かしてやっていただきたいと思います。

井澤委員長
千葉委員

ほかにありますか。はい、千葉委員。

同じくふるさと納税関連、委託料とか使用料及び賃借料、それから積立金、合わせての質問になるかなというふうに思っていますけども、端的に1点は、積

	立金が1億円という形で、今回予算化されているわけですが、端的に申し上げまして、令和5年度の推移がどういうふうになって、今まで確か最高額は1億7000万円台だと思っていたんですけども、令和5年度の締め作業として、どのぐらいのふるさと納税額が積み上がってきているのか、ご報告願えればと思います。
井澤委員長 観光商工課長	はい、観光商工課長。 はい、お答えいたします。令和5年度につきましては、2月末現在になりますけれども、2月末現在で昨年の寄附額1億3700万円を超えております。3月分もまだ増える予定でございますので、まだですね、昨年を少し上回る形でございます。2月末の金額につきましては、2月末現在で1億3760万円ほどの金額となっております。ちなみに、令和4年度の合計につきましては、1億3750万円ということで、2月末現在で10万ほどですけど、上まわっているという実績でございます。
井澤委員長 金谷委員	はい。よろしいですか。はい、金谷委員。 先ほどアドバイザーの関係でちょっと、副町長のほうから答弁がございましたけれども、病院の関係の色々なアドバイザー、アドバイスをいただいたということなんですが、今回の改革プランの作成についても、これについても、そのアドバイザーのほうからのご意見もいただいた中で案作りをしたのか、それについてちょっとご回答いただきたいんですが。
井澤委員長 副町長	はい、副町長。 はい。どちらかというところですね、今回の経営プランをもとにというよりも、うちの繰出金が妥当な金額かというところを全国、全道の状況も含めて分析をしていただいて、公立病院であれば妥当だという分析の意見をいただいているというところなんです。ですので、今回の経営プランの全体を見て、何かをもらったかというところまでは、意見はもらっていません。
井澤委員長 金谷委員	はい、金谷委員。 今後そういうふうな形の中で、今回、アドバイスをいただいたんで、その後も色々な形の中でアドバイスをいただくという方向でいくんでしょうか、その辺ちょっと。
井澤委員長	はい、副町長。

長
副町長

はい。今回、予算の中では落としていますので、5年度契約で終わりということで、ふるさと納税に関してもかなり色々なアドバイスをいただきまして、担当課のほうも動きましたけど、まだまだ色々こう提案を受けているんですけど出来ていない部分もありますけど、それについては、4月から観光商工課も少し体制を変えて、アドバイスしたものを活かしていくということなので、一旦、一旦というか、令和5年度で契約については終わりというふうに考えています。

井澤委員
長

ほかございませんか。それでは、155、156ページ。はい。木村委員。

木村委員

155ページの18節の補助金の部分なんですけども、1番上ですね、商工会の補助金、1490万6000円ですか、これのちょっと内訳、教えていただきたいんですけど。

井澤委員
長

はい、観光商工課長。

観光商工
課長

はい、お答えいたします。すみません、少々お待ちください。はい、お答えいたします。商工会の補助金につきましては、大きくですね人件費がまずございます。人件費の部分につきましては、令和6年度でこの1490万6000円、こちらにつきましては、全て人件費ということになります。この部分はまず、よろしいでしょうか。

井澤委員
長

はい。ほかありますか。木村委員。

木村委員

それでですね、人件費だけっていうことで驚いていて、そのほか商工業活性化対策補助金なんかがあるから、そっちなのかもしれないんですけども、平取町本町の町なかを見ているとですね、シャッターがたくさん増えてまして、もう、ご飯を食べに行くと言ってもですね、どこもこう、やっていない。夜ちょっと遅くなると、もう、すぐ店は閉まってしまうみたいな形で、本当にこう、平取町の本町、本町のはずなのに、何かもう、平取町の外れみたいなね、そういう今状態になっているんですよね。商工会もそのど真ん中にあるはずなんですよ、建物がね。色々な補助金が出ているんですけど、やっぱりなかなかその動きが見えない。実際、商工会自身、どうする気なのか。きっと会員もどんどん減っていると思うんですよね、商工会の。きっと、崎廣委員がここに居るから、聞けば分かるんだと思うんですけど。その中でね、この平取のこの本町の状況が本当に正しいのかなっていうのがあってですね、これ、町として商工会に対して、どういうふうにその辺をお願いしているのか、ちょっと聞きたいんですけど。

井澤委員長 観光商工課長	はい、観光商工課長。 はい。お答えいたします。商工会とですね、昨年になりますけれども、10月にですね、毎年行っております懇談会というものを行っておりまして、その中で色々なお話を、町長も含めてですね、させていただいたところでございます。やはり同じようにですね、懸念されている事項でございまして、そのお話の中で、具体的な1つの策、策といいますかになりますけれども、店舗、お店とかがですね、後継ぎがいなくて閉店をせざるを得ないとか、そういった部分があるということで、その事業を承継する、事業承継なんかの対応についての議論もしたところでございます。実際、それに対して今、町からの助成とか、そういった制度がない状況ですので、そういった制度を創設することと、商工会のほうでは、町外からですね、親子の承継ではなくて、第三者がお店を継ぐというようなマッチングの対応についても、今も動いてはいるんですけれども、さらに強化しつつ、町についてもそれを支援していくような制度を作っていくと、そういったこともお話の中でされていたところでございます。本当に状況については共有されているという状況ではございますが、効果的な策が現在まだこう、打ち出せていないという状況ではございます。以上でございます
井澤委員長 木村委員	はい、木村委員。 今の課長の話聞いて、去年からそういう議題、問題が上がっていたっていうことなんですけども、実際、今回、580万円ほど減っているんですよ、予算がね。何ていうんですかね、やっぱりそういう、もし本当にやらなきゃならないことがあるのであればね、もう積極的にやらないと、今もう人口がどんどん減っている中で、平取の町に店が出来てもなかなか使う人もいなくなってしまう後ではね、いくら手を打っても打ちようがなくなるっていうこともあるので、商工会ばかりではないんだろと思うんですけども、町も積極的にこうやっていただきたいなと。昨日もちょっと、町に夜来たんですけど、真っ暗でね、もう40年前のあの頃ここ、こうだったよなと思いながら歩いていたんですけど、本当に寂しくて、やっぱりこの辺はもう、早めに積極的にやっていただきたいと思います。
井澤委員長 観光商工課長	回答いただきますか。はい、観光商工課長。 はい。今後もですね商工会も含めて議論するとか、意見交換、協議する場がございまして、引き続きですね、その部分も重点的に進めて、協議をしていきたいというふうに思います。
井澤委員長	高山委員。

長 高山委員	商工の振興費の中の、今お話があった、商工会補助金の中での対応なんですけれども、この下の説明欄見ますとですね、令和５年の交付金事業が繰越しされているという形の中で、通年、毎年あるその６５０万円を予算で落としてはいるんですけれども、これはあれですか、どれぐらいのプレミアム率があって、いくら発行する予定だということを聞いているのかどうか、ちょっとその辺をまず確認をしたいと思います。
井澤委員 長 観光商工 課長	観光商工課長。 はい。近年行っておりますプレミアム商品券のお話ということだと思いますけれども、予算を繰越しをしてですね、来年度につきましてはこれまでの通常やっていたプレミアム率２０％、発行は３０００冊ということで、という内容で予算を計上しているところでございます。
井澤委員 長 高山委員	はい、高山委員。 今、例年と同じような形の中で、プレミアム率が２０％、３０００冊ということの券の配布というか、販売らしいんですけれども、これだけ物価高騰なり、経済対策ってということの中で、大変厳しい中で、予算が落としてあるので、補正するかどうかは別にしても、例えばプレミアム率を３割にしてですね、例えば４０００万円ということの中で、何かそういうような例年と違う、いづらかこの重点交付金が繰越したとは言いながら、例年と同じような内容でただやるということじゃなくて、３割のプレミアム券を付けた形の中で、経済対策を出来ないものなのか、その辺をお伺いしたいなというふうに思っています。
井澤委員 長 観光商工 課長	はい、観光商工課長。 はい。プレミアム率３０％ということで、令和５年度につきましては交付金を活用した形で、３０％のプレミアム商品券を実施したところでございまして、今回、令和６年度につきましては２０％ということで、プレミアムってということで３割で本当はやりたいところはあったんですけれども、この交付金自体の総額的な問題、予算の問題もございまして、６年度については、通常単費で行っていた２０％ということで、予算を計上したというところでございます。
井澤委員 長 高山委員	ほかございませんか。はい、高山委員。 内容等についてはね、もちろん交付金事業の繰越しだということの中で、例年と同じように２０％の３０００冊ということで、プレミアム券の発行があると

いうふうに思うんですけども、何とか経済対策の中で、これだけ厳しい物価上昇も含めた中で、補正をしてでもね、例えばプレミアム率が50%っていうところもあるんですけども、そこまでということではなくても、30%の中で対応していくということは出来ないものなのかどうか、もう1点。

井澤委員長

はい、観光商工課長。

観光商工課長

はい。そうですね、担当課の中でも協議させていただくと、あと総務の部門とも協議が必要になってくるかと思いますので、改めて内部協議をさせていただきたいというふうに思います。

井澤委員長

ほかございますか。松澤委員。

松澤委員

155ページの18節負担金補助及び交付金のところで、皆様と同じところになると思うんですけども、地域商品券のことなんですけれども、私としては中身の話なんですけど、これは地域の商工業の活性化のためのものと思うんですけども、例えばそれを買った方たちの使い方なんですけども、その地域の商工業の活性化になっているのかどうかっていうのが、いつも私、疑問に思っていて、結局はいつも支払わなければならない燃料費とか、食糧費にもし多く使われているのであれば、そこは例えば、例えばなんですけども、その自分の家庭の中のそこに払わなければならないものを、その浮いた分で払って、別なところで違うものを買ってくるのであれば、ちょっと活性化にはなっていないんじゃないかなっていつも感じているんですよね。それで、特別それがあるから、電化製品、良いの買いましたとかっていう方もたまにいらっしゃるんですけども、それが本当は、それが目的でこれは行われているんじゃないかと思っています。それで、もう少しこう、中身的にちょっと制約をつけるとか何かで、本当にそう思っているのであれば、ちょっと違った形に使いなれば、本当の活性化にならないんじゃないかなと思うのと、それでも町民としてはとてもありがたいものなので、使い方はどうでもいいから、皆さんが少しでも潤って使っていただきたいと思う気持ちでこれが出してあるのであれば、今までどおりでも良いような気はするんですけど、本当にどういうふうに思ってこれをやっているのかなっていうのは、これはあれですか、商工会の方に聞いた方が良い話かな。ちょっとそれを皆さん、先ほど懇談会で色々な話をするっていうふうに聞きましたけれども、きちっとした形で、これからどうしていくかっていうことも、使い方も話をしていくべきではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

井澤委員長

はい。観光商工課長。

観光商工課長	はい。確かにですねこの商品券の事業なんですけれども、どういう効果があったのかという検証が非常に難しい部分がございます。当然プレミアム分が付きますので、普段より良いものを買うですとか、普段使っているもの以上のものっていうことを想定した内容ではあるんですけれども、一つやり方として、偏らないような形で、町内まんべんなくですね、使っていただきたいということで、冬季間はこのプレミアム商品券は配布しないようにしております。冬季間にしてしまうとどうしても、燃料代に皆さん回ってしまうとか、そういった懸念もございますので、できれば毎年ですね、お盆の近くでその商品券を地元で使っていただくというようなイメージで、その時期に合わせている形ではございます。なかなか検証することが難しい部分ではありますが、商店街からしますと、効果はやっぱり少なからずあるということで伺っているところでございます。
井澤委員長 松澤委員	はい、松澤委員。 町で出せる金券の場合は、どこでそれが使われたかっていうことを、ちゃんと分かるようになっていきますよね。でしたら、商工会のほうではそのプレミアム券を使ったのはどこのお店で、というのはわかると思いますので、検証はできるとは思うんですよね。あとそれと、例えば、そのお金っていうことになっているんですけども、商工会のプレミアム券を使えるお店も、その券を使っていただくと云々かんぬんみたいな、そういうものがあるとちょっと違うのではないかなっていう、そういう工夫っていいですかね、そういうことも何か話し合われていかれたらいいかなと思うんですけれども。できる限り、本当に活性化につながるような、このプレミアム券の使い方をちょっと考えていって、一緒に考えていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。
井澤委員長 観光商工課長	はい、観光商工課長。 はい。先ほどお話ございました、どこのお店で使ったかっていうのは、商工会のほうで当然把握しているところでございますので、ただそこが、実際、ふだん使っているものを商品券を使って買ったかどうかというところがちょっと難しい、検証が難しいということでございますけれども、いただいた意見を踏まえてですね、これから実際の実施するところで協議等をしていきますので、その中で検証させていただきたいというふうに思っております。
井澤委員長	3回行かなかったかな。いったんで、はい。そういうことで他の方、崎廣委員、手上がってましたか。崎廣委員。
崎廣委員	そっちに座って答弁しなきゃならないのかなと思って聞いていたんですけど。

同じく18節の起業家支援対策補助金になるんだと思うんですけども、新しい方が起業するという部分に対しては出ているんですけども、先ほどちらっと言っていた事業承継、色々なパターンがあるんですけども、基本的には第三者っていうのが主流になるんですけど、跡継ぎ問題なんですよね。お父さんから息子さんへ事業を譲る時に、どうしても建物が古くなって、食堂であればトイレが古くなって直したい、テーブルやいすが古くなったから直したいっていう時に、代替わりしたのに全然お店が変わらないっていうのは、やっぱり何となくイメージが悪くて、という声が過去色々出ております。それで、商工会から要請はずっとあったんだと思うんですけど、親から子に譲るときの助成、今の制度では入っていないんだと思うんですけども、そこをこの起業家支援に絡めて、何とかしていただきたいという要請をずっとしてきているんだと思うんですけど、その後の経過は、もうかなり要請してから検討だけで終わっているんだと思うんで、実際もうやらないと、次から次もう跡継ぎになってしまって、対象事業所がなくなってしまうことになったら、制度が出来た時には、実際その対象事業所が全くなくなるということになるので、やるのであれば早急にお願いをしたいと思いますけど、その辺の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

井澤委員長
観光商工課長

観光商工課長。

はい。先ほども少し触れました事業承継のお話ですけれども、つい最近もですね、商工会へ行く度にですね、このお話をちょっとさせていただいたところがございます。それで、新ひだか町が昨年度にですね、新たにこういった事業承継の助成の制度を行っております。その内容については、懇談会の中でも協議をしたところがございます。それから、あと苫小牧市もですね、同じように事業承継の制度がございまして、今内容として詰めているとかですね、こういった制度が効果的、上限たくさん助成すれば効果があると思うんですけども、その線引きをどこまで、例えば親子の承継であればいくら、第三者であればいくらですとか、そういった細かいところをですね、こう詰めていく段階で考えております。できれば令和6年度ですね、前半、早いうちに制度のほうですね、ちょっと組み込む形で、商工会も含めてすり合わせをしていきたいというふうに思います。合わせて商工会のほうはですね、第三者であれば、マッチングできるような取り組み、広くここ平取でこういった需要があるよということを広く告知できるようなマッチングのほうを、商工会のほうでは力をさらにですね、強めていただきたいということもお話をしております、なかなか制度ができるところまでは至ってはいないんですけども、協議、打合せについては詰めているという状況でございます。

井澤委員長

はい、崎廣委員。

崎廣委員	はい、了解しました。第三者継承は非常に厳しいんだと思うんですね、マッチングやってもなかなか、受けるところがないっていう、結局、生計を立てていけるのかっていうのはそこが大きな問題で、お店と住居がどうしても一緒の建物になっているので、非常に厳しいというのが現状じゃないかなと思うんです。その中でもその、親から子にっていう跡継ぎの問題は、これはもう可能性があるので、早急に6年度中ということなので、よろしく願いしたいと思います。本当に、対象事業所がなくなってしまうので、よろしくお願いします。回答はいいです。
井澤委員長	ほかございますか。私のほうから一つ、町ホームページで、商店での第三者継承にかかわりなく、募集をしてというか、アップしているっていうことを聞いたことがあるんですが、それはそのとおりなことでしょうか。はい、観光商工課長。
観光商工課長	今ご質問いただいた部分のホームページというのは、平取町のホームページなんでしょうか、商工会のホームページということでしょうか。
井澤委員長	平取町のホームページって私は聞いたんですけど、確かめていなかったんですけど、そういう話を聞いたことがあって。それは行われていませんか。
観光商工課長	すみません、調べさせていただいてよろしいでしょうか。ちょっとごめんなさい、私の承知していない部分がありました。
井澤委員長	よろしくお願いします。それでは、157、158ページ。千葉委員。
千葉委員	158ページ、商工費、6款の商工費観光費、それから観光振興費、12節の委託料の関係で、ちょっと何点か網羅しての質問になると思うんですけども、今のところ、令和6年の夏頃に国立公園として正式に立ち上がってくるという話でございますけれども、幌尻岳の登山に関しては、やはり今現在、糠平林道を通して行く形が、どうしても幌尻岳登山にとっては、重要なアクセスになっていくかなというふうに思っております。今現在ですね、かなり北海道も6か所ですか、国立公園あるわけなんですけれども、今回の日高山脈、名称も、えりも十勝という名前も入ってくるのかなという形で報道されてますけれども、シャトルバスの運行業務に当たって、私も何回か現場のほう、ちょっと雨降った後とか、雪解けの後とか、ちょっと見に行ったりもしたことあるんですけど、この糠平林道の整備については、どのような話で進んでいるのか、あるいはあくまでも現状維持で部分的な補修しかしないのか。結構危険な箇所っていうのが数箇所、やっぱりあるんですけれども、特にシャトルバスの運行に当たっては、朝、ちょっと雨降ったら見てみますと、かなり落石があったりしている状況も

あるんですけども、その辺の情報というのは何か伺ってるのか、もしわかっている範囲で、この糠平林道の整備についてのことがあれば、お知らせいただきたいと思います。

井澤委員長
観光商工課長

はい。観光商工課長。

幌尻登山で使う糠平林道なんですけれども、基本的に、一般的な管理につきましては町が行うということで、少ないですけども予算措置はしているところでございます。大きな工事といいますか、本当に国有林の部分になりますので、大きな工事が出てきた際には、改良の工事とかそういった部分については、国有林と協議をして、国有林の負担でやっていただくということを協議をしながら進めていくというような、今の状況となっております。

井澤委員長
千葉委員

はい、千葉委員。

いわゆる、今までもずっと同じような形で進んできていると思うんですけども、今度は国定公園ということではなしに、国立公園ということになると、環境省直轄の指定になるわけですけども、国のほうとしては、この糠平林道、いわゆる幌尻登山のアクセスに対しては、何か前向きな方向性っていうのかな、部分的に、やっぱり危険な所、かなりやっぱり数箇所あるんですけども、それについての意見交換的なものはあったんでしょうか。

井澤委員長
まちづくり課長

はい、まちづくり課長。

すみません、私のほうからお答えいたします。国立公園化に向けてはですね、まだ要望段階ということで、まちづくり課が窓口でお話をさせていただいたんですけども、国立公園になるということで告示が行われますと、そのあと各自治体の首長で構成される協議体、推進協議会というのが立ち上がります。そこで色々国立公園に関する利用のことが話し合われるっていう場面が設けられます。糠平林道については、そのベースとなるですね、私が参加していた会議の中で、まず利用計画っていうものを作って、首長の会議が進められるということで、利用計画が出されるべき今使っている施設の洗い出しっていうのをちょっとやりまして、その中で当然、糠平林道っていう形で幌尻登山のアクセス道は全て入れている形になります。あと、当然山荘もあるので、山荘も積極的に利用したり、改修とか見直しも必要だということで、利用計画のベースとなる案は上げてあるという状態です。なので、今後国立公園として必要なですね整備については、そういった協議体の中で話をして、実際利用計画を作り上げて、それに沿って整備されるとかっていう流れになるかと思うんですけど、なかなかそこにですね、国のお金が入ってくるかというのと、そこはちょっと厳

しそうな話はしておりました。そんなところです。

井澤委員
長

はい、千葉委員。

千葉委員

3問ということで、関連することで3問目で最後なんですけども、端的に伺いますけれども、私もちょっと色々新聞とか報道の中で、わからない部分もちょっとあるんですけども、今回日高山脈襟裳十勝という形、十勝の名称が入ってきたわけですね、ちょっと私の予想外だったものですから。ただ、私が知っている範囲では、ちょっとこう、日高管内の町長会とあるいはその議長会との相違があったのかなというふうに感じているんですけども、この十勝の名称が入ったこの経緯っていうのか、いきさつっていうのは、もし、差支えなければお知らせいただきたいんですけども。

井澤委員
長
町長

はい、町長。

はい。私からお答えいたします。名称につきましてはですね、もう3年ほど前に十勝町村会からですね、そういう国立公園化の動きがあったものですから、やはりこれを機にですね、やっぱり十勝をPRしたいというような意向が強くてですね、日高町村会に、ぜひ十勝というような名称をですね、盛り込むようなことで、一緒に環境省にですね、要請していただけないかというようなお話もいただきましてですね。そのときに色々町村会としても、日高町村会としても議論したんですけども、国立公園化がですね、よりこう色々な自治体にとって有効なものになればいいということで、日高町村会としてもですね、そういう十勝の名称を入れるということでの確認をしてですね、3年前に北海道の環境事務所に要請をしたという経緯がございます。その後、色々議論が出ましてですね、実は十勝側の方も、今回のパブリックコメントなんかでもあるんですけども、当然そのもっと短い名称でっていうか、これちょっと言うとあれかもしれませんが、帯広商工会議所なんかはもう、当然短い名称にすべきだとかですね、そういう議論もあってですね、そこは色々とかう何か、やりとりがずっとあったということなんですよね。ただ、十勝といってもものすごい広い範囲のエリアなんで、日高山脈を有する町というのは6町ですかね、限られてくるので、ただ、そちらの首長さんたちはですね、やはりこれを契機にということで、本当にこれからの国立公園化に関しての施策等に一生懸命、本当に取り組んでおられるので、それを日高町村会としてもですね、やっぱり一緒にやろうというような姿勢は変わらずに持っていたということでございまして、たださっきも言ったように、色々な議論の中でもっと短くすべきだとか、十勝を付けないとか、えりもを外すべきだとか、そういうふうな話も出てきましてですね。環境省としても色々こう、迷っているというような時期もあったんだと思うんですけども。最終的には審査委員会というか、審議委員会の皆さんの採決

みたいなことで決まったということですからけれども、次の協議会といいますか審議会で、最終的にこういった内容で決めたんだということを示してですね、そこで、最終的な決着が出るんじゃないかと思うんですけど、十勝もきっと入ってくるんだと思いますけども、一応そういう中でですね、こう決まっていったということもあるので、あとは環境省の判断になるかなというところでございまして、名称はですね、ともかくとっ言ったらあれなんですけども、やっぱり国立公園化になることで、さっき言いましたように、当町としてもですね、幌尻登山を中心とした観光の素材としてのですね、有効活用をさらに進めるのですとか、そういう視点で、より広域的な視点でも振興を図るべく取り組みをですね、進めたいというふうに思っているところです。

井澤委員長

よろしいですか。はい。高山委員。

高山委員

今若干、関連でお願いしたいんですけれども、執行方針の中には、8ページのところの観光に少し、日高の国立公園の関係が若干書いてあるんですけれども、今回の予算見ると、予算の中には何処にも国立の名前がない、これからだというふうに先ほど町長が言われたようなので、それはこれから補正なり何なりで生きてくるものがあるのかどうかは別にしましてもね。ただ、今の町長の説明もそうなんです、実は2月の頭にですね、2月の19日にそれぞれ審議会があるからということで、22日に決まったんですけれども、実は日高の議長会ではですね、なぜ十勝を入れるんだということの話がですね、実は議長会の中で問題になりまして、実は議長会としても、文書で出せっていうことで言われているので、その審議会にですね、19日の日にかけるようにして、議長会としては、十勝には何で入ってくるんだということの実は意見書、要望書を出しているんです。今回審議会の内容を聞いてみると、15人いる審議委員の中でですね、日高山脈襟裳十勝というのが10名、日高山脈襟裳という今までと同じような形のが4名、日高山脈だけで良いんじゃないかっていうのが1名ということで、中でですね、多数決によって物事を決めたなんていう、非常に異例の状態なんですけれども、さっき町長が言ったように、令和3年のときには、十勝っていう名前は議員にもちょっと聞こえてきましたけれども、町長方の、期成会の中では2月の頭にね、十勝と合同で平取町の町長もですね、この名前で良いんだということで、要望書に印鑑を押して出しているんですけれども、その何で最後の締めの方にですね、大事な、その十勝の名前を外すか外さないかなんていう話の内容というのは、非常に大事なことですけれども、何でその辺の議会に相談がなく、その町長の判断、期成会の判断の中で、その審議会のほうに出されたのかというのをですね、お聞きしたいなと思います。先日の十勝の新聞の中にもですね、十勝の自然保護団体なんかはですね、十勝に守るべきものというか、保存するようなもの何もないのに、十勝の名前をそこに入れたのはおかしいんじゃないかっていうことが新聞にも出ていました。で、

十勝のほうの状況だけ見ると、帯広だけなんです、思いつき賛成しているのは。後は、経過色々あるんですけども、そういうような新聞の報道もある中でね、何で十勝を入れる、名前を入れて要望を出すときに、議会にちょっとひと言相談がなかったのか、町長の考え方をお聞きしたいなと思います。

井澤委員長
町長

町長。はい。

先ほども申しましたとおり、3年前にですね、町村会への合意として、その十勝を入れるというようなことでの要望をしたというような経緯もございましてね。再度、その時に本来であれば、議会なり、もっと広く言えば町民の意向なんかですね、把握すべきところがあるべきだったのかなとも思いますけれども、町村会としての判断だったというようなこともあって、その時の判断というようなこともあってですね、今回再度、要望を一緒にしてくれというようなこともあったものですからね、それは今までの経緯の中で、出来ませんとか、ということにはならないというようなことですね、一緒に要望したということです。

井澤委員長
高山委員

よろしいでしょうか。高山委員。

審議会の中では22日で大体内定したっていう格好になるんでしょうけれども、今、千葉委員言っているように、6月ぐらいはですね、一応そういう内容になるんですけども、名前が付くか付かないかによって、十勝が付くか付かないかによって、非常にこれからの仕事の中でのウェイトがね、やっぱり違ってくると思うんですよね。中のパブリックコメント、確か14ぐらいあったはずなんですけれども、14全て、名称に十勝を入れるのは反対だという意見しなかったんですよ。でも、環境省は、多くしたいっていうところもあったんでしょうけれども、最大ですね、やっぱり決めた、決定した内容というのは、日高の町村会の町長も全部、そういう意味では賛成しているということで、これは民意だということの中で、実は10対5ということの中で、多数決で決まったんですけども、本当に町長がこの日高山脈襟裳十勝国立公園の名前でね、良いと思っているのかどうかだけ、また一つ聞かせてほしいんですけども。今日高管内では、どこの町村議会でもですね、その意見書を出す時に相談されたところが一つもないんです。で、余計なこと話するとあれですけど、えりもの大西期成会会長すらもですね、色々あるんですけども、うちの町長として、この国立公園に十勝を入れたということの経過は先ほど聞きましたけど、個人的にはそれで良いと思っているのかどうかだけ、もう1点聞かせていただきたいなと思います。

町長

はい。

井澤委員長
町長

答えられますか。では町長。

3年前の議論でもですね、やっぱり色々、日高町村会の中でも議論があったということでして、個人的なことをちょっと聞かれてもですね、今回、この場でちょっと答えられない、日高町村会の総意でですね、決まったということだけ答弁させていただきたいと思います。

井澤委員長
高山委員

3回、今回で3回目ですね。はい。高山委員。

期成会で並べてね、例えば、平取町長遠藤ってということで、皆それぞれ印鑑をして、十勝と一緒にあって、襟裳十勝の国立公園ということで要望書を出しているんですよね。その時に、これ、経過から言ったら、ちょっと今持ってきていないからあれですけども、令和3年の話ですよ、十勝の名前が出てきたのが。それからずっと経過来ているんだけど、せめて、この名前を国立公園にしてくれ、してくれということのほうは先だったんで、名前のことはあれだったのかもしれないけれども、せめて、各町もそうですけれども、町長として印鑑つく時に、ぜひ1回議会にもですね、駄目ってということにはならないかもしれないけれども、お伺いを立てるぐらいの、協議をしていただくぐらいの、やっぱり内容としてね、やっぱりこれからやっていただければなというところを考えていますので、大事な節目のこの国立公園に十勝が入るか入らないかによって、これからの事業の進め方、もしくは環境省の物事の配分の仕方っていうのは変わってくるので、ぜひ、1回ね、協議をして欲しかったなというのは要望ですので、よろしくお願いしますなと思っています。

井澤委員長
町長

はい。お答えになりますか。はい、町長。

こういう状況になったというようなことでですね、その辺は今後、私もこういう、議会でこういう質問なりご意見いただいたということで、日高町村会には伝えたいというふうに思っております。私自身もですね、やっぱりこう重要な案件というようなことでの意識がちょっと薄かったというところもあったと思いますので、今後ですね、そのような対応をしてまいりたいと思います。ただ、十勝と名を付けるというのは、急に始まったことではなくてですね、もうかなり前から新聞報道等でも、十勝側は十勝毎日新聞なんかも、十勝を上につけたぐらいのあれで、こう報道していたというところもありましてですね、何かそういう雰囲気みたいなのは、皆さん知っておられたんじゃないかというようなところもありましてですね。ただ、こう急に議長会でぼんと出てきたのは、ちょっと私としてもね、ちょっと意外だったなというのは、ここは感想としてちょっと述べさせていただきたいと思います。

井澤委員長

休憩いたします。３２分再開です。

（休憩：１０時２１分）

（再開：１０時３２分）

時間になりましたので再開します。冒頭で、先ほど私の、委員長のほうから観光商工課長に質問したことについて、回答がありますのでお願いいたします。観光商工課長。

観光商工課長

はい。先ほどご質問のありました、町のホームページにそういった創業支援の関係のものが載っていたのではないかというお話だったんですけれども、先ほど確認させていただきまして、昨年になりますけれども、創業支援の内容です。ね、町のホームページに掲載がございまして、窓口については商工会ということで、記事という形で掲載をされていたということでございますので、ご回答させていただきます。

井澤委員長

ありがとうございます。それでは、１５７、１５８ページで追加質問はございませんか。はい、崎廣委員。

崎廣委員

６款２項１目、先ほどから出ている国立公園のお話をさせて下さい。国立公園になることによって、うちはもともと幌尻山荘だとか、幌尻岳に関係する事業をたくさんやっています。先ほど出ていた糠平林道の件もやっているんだと思うんです。山荘がトイレがうまくいなくて云々だとか、結構かなり厳しい状況だったというのを聞いています。それで、国立公園化を機に、うちの町、これを起爆剤にするというのであれば、専門職、担当職を明確にして１人置いたほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。兼職で担当して、何ていうのかな、事故があって、もうその対応しなきゃならないだとか、山岳会との連携だとか色々あると思うので、誰か専門職を１人、観光なら観光のところに置いて、それに当たらせるというやり方がうちとしてのこれから観光の取り組みで有効だと思うんですけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

井澤委員長
町長

いかがでしょうか。町長。

はい。今ご質問いただきました件ですけれども、国立公園になる時期はですね、多分、今夏、今年の夏だろうというようなことが言われていまして、相当、国立公園の範囲もですね、当町分も広がるというようなことで進んでおりますので、今おっしゃったようなことをですね、やっぱり百名山というようなこともありますし、日高山脈国立公園となるエリアはですね、なかなかこう一般的に

立ち入れない場所が多いというようなことで、幌尻登山で公園内に立ち入るってということが一つですね、非常に大きな魅力になるんだというふうに私は思っております、その辺のですね、色々なハードも含めてソフト面でもですね、色々な対応が可能になっていくんだというふうに思っていますので、色々こう、進めなきゃならないこともたくさんあると思いますので、今日、そういったご質疑等もいただきましたのでね、今後の国立公園の動向等を見ながら、それから、今後色々、ハード整備についてもですね、環境省なり、林野庁にですね、色々こう要請なり、訴えていかなきゃならないところもあると思いますので、それも含めてですね、専門的なプロパー的なですね、担当がいるかどうかも含めてですね、今後、検討をさせていただければというふうに思ってます。

井澤委員長

崎廣委員。

崎廣委員

はい、ありがとうございます。ぜひプロパーの検討をお願いしたいと思います。先ほど議論になっていた十勝の問題については、私は町長の行動で問題がなかったというふうに考えておりますので、支持をしたいと思います。ただ問題は、町村会と議長会が全然意思疎通がなかったということが問題だと思いますので、その辺は町村会のほうできちんと作業していただきたいと思います。で、引き続きもう1点、観光協会の補助金18節でありますけども、690万円計上になってますけど、独立をして正直、何をやっているか見えないという現状で、観光協会の将来ビジョン、何をやろうとして、何を目的で、到達目標は一体何なのかっていうのが若干見えないところがありますので、その辺について教えていただければなと思います。

井澤委員長

はい、観光商工課長。

観光商工課長

はい。お答えいたします。観光協会の関係につきましては、昨年になりますけれども、6月2日開催の産業厚生常任委員会におきまして、平取観光協会の事業推進方針についてご説明をさせていただいたところでございます。その中で内容についてご説明をさせていただいたところではございますけれども、長期的なところの部分ではございませんで、割と短期的な方針という内容だったと思います。今、その長期的な方針につきましては、町とですね、観光協会と、今まさに協議をしてすり合わせをしている状況でございます。今拠点という観光拠点をというお話も合わせてですね、検討していく中で、その部分も含めて、人員の体制ですとか、やっていく部分も含めて、トータルで検証しているという状況でして、その中で方針のほうを固めていきたいということでございますので、今の中で、こういう方針でいきますというところの答えは、まだちょっと出ていない状況ではございますけれども、現在それを調整、協議をしているという状況でございます。

井澤委員長

はい。ほかございますか。はい。木村委員。

木村委員

今、崎廣委員が言ったことと同じところなんですけども、この間、課長のほうから説明をしたということだったんですけど、もう今言ったように、形から入るのではなくて、やっぱり1番最初、観光協会を独立させる、させないといった時です、何をやるんだっていうことを、議論になっていたと思うんです、もうその段階で。取りあえず町長があの方に、取りあえずやらせてくれと、そういうふうに言ってですね、やり始めた経緯があると思うんです。それがまだ、そのどこに拠点を置くとかそういう話ではなくて、まず観光協会って何をするために独立してやったんだっていう、そこの最初からの観念がなければ、ただ独立してしまっただけというふうになるんじゃないかなと思うんです。だからやっぱりそこら辺の最初の方針っていうのが、やっぱりなかなかなくて、今、これから決めるということは、取って付けるのと一緒なんです。やっぱりその辺をね、きちっとしてもらわないと、前々から何回も言うけど、何かのイベントあったらね、びらとり和牛の串を焼いて、それを売って帰ってくればいいってことじゃないんだってこと。だから、基本的に、ほかの町の成功している観光協会なんかは、それこそさっきから出ているふるさと納税なんかにも積極的に参画してですね、やはり新しい新商品を開発して、そこで作ってもくれる人たちと一緒に稼いでいくっていう、やっぱりそういうのが当たり前なんだよ。今はもう給料は役場から出るし、何も心配ないのさ。やっぱりそれでは駄目だと思うので、ちょっと喉がひどくなってきたので、よろしくお願いします。

井澤委員長

町長。

町長

はい、お答え申し上げたいと思います。そういうご指摘をですね、以前も受けておりましてですね。観光協会法人化という視点といいますかですね、目的としてですね、私としてはですね、やはり法人というか民間になることですね、よりこう幅の広がった活動といいますか、よりこう自由な発想といいますかですね、そういうところで、より攻撃的といいますか、ラジカルにですね、行動できるような範囲が広がるんじゃないかというような期待をですね、込めていたということで、基本的にやっぱり観光という視点ではですね、いかに観光客なりをですね、町内に連れてくるかというのがですね、大きな目標になるかなというふうに思っていて、そういうことを私としてはですね、観光協会の期待なりとしてですね、色々訴えているところでございましてですね。なかなか目に見えた形で、今、表れていないというのはですね、実態だということもございまして、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、色々まだまだ連携してですね、例えばアイヌ文化なんかでもやっぱり、アイヌ文化振興公社

との連携とかですね、色々やり方としてまだまだ可能性がうちの町にはあるんじゃないかというふうに思いますので、再度、取りあえずやらせてくれということを言ったかどうかはあれなんですけれども、その辺についてもですね、私としても、まだ再度改めてですね、観光協会への働きかけをですね、させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

井澤委員長

はい、木村委員。

木村委員

今、町長が言ったようにですね、確かに公社とかのあれあるんですけど、結局そうなると思います、今聞いていると甘えちゃうんですよ、公社に。もうこれは公社でやっているから、観光協会ではやらないみたいな。そうじゃないと思うんですよ。やっぱり積極的に自分らが入り込んでいかないと、要するに、官じゃなくて民なんだっていうことを、やっぱりきっちりわかっていないんですよ、今は。だって給料は保障されているんだから。実際、観光協会というのは自分らで稼いで自分らの給料を賄わなきゃならないのに、今は何もしなくても100%保証されているんですよ。それが駄目なんじゃないかなと思う。それだったら半分ぐらいに給料を抑えておいて、あとの半分は自分で稼いでよっていうんならできるかもしれないけれども、今100%あれしてるんではね、民間的には無理だって思いますよ。やはり官もなけりゃ民でもないっていうような、今の中途半端なスタイルでいれば、いつまでたっても、やはりな前には進んでいかないって自分では思うので、まず本当に襟を正してですね、やっていただきたい。それで、もう人が、こういう言い方をしてあれなのか知らないですけど、適材適所ってということもあると思いますので、そういうことも一つ考えてですね、進めていただきたいなと思います。

井澤委員長

回答は要らないですか。

木村委員

はい。

井澤委員長

ほかございますか。それでは次のページ行きます。158ページ、159ページです。はい、崎廣委員。

崎廣委員

はい。6款2項2目公園管理費、需用費の修繕料です。2つあります。1つは鉄道記念館の中の電気、照明が、昨年イベントに参加した時に、3分の2ぐらいが全然点いていなかった。意識的に点けていないのではなく、切れているんじゃないかなと思うんですけども、その辺どうなってますかっていうのと、もう1つは二風谷ファミリーランドの入り口の看板なんですけど、もう老眼の人には見えないっていうか、もう全然薄くなって、何書いてあるかわからなくなってきたと思うんですよ。僕らって、冒頭、時計の話をしましたけ

ど、毎日見ていると慣れちゃうんですね、特に関係ないなと思うんだけど、初めて来る人、二風谷ファミリーランドのところにゆからってという温泉があって、そこに初めて泊まるんだよねって、その人たちにしてみたら、道路に看板がありますからって言ったって、あんな薄い看板じゃよくわからないんだと思うので、その辺のところも手直してというか、修繕かけるのかかけないのか、教えていただきたいと思います。

井澤委員長

観光商工課長。

観光商工課長

ファミリーランドの看板の関係について担当課からお答えいたします。今おっしゃられて、ご意見ございました看板については、国道から町道に入る橋の手前の看板ということでしたので、その看板については、びらとり温泉ゆからが始まったときにですね、１０年前になると思いますけれども、設置したものだと思われます。そのゆからの看板の下にファミリーランドとかという文字が入ったものがあったと思うんですけれども、ちょっと既設のものを付け替えたということで、ファミリーランドの部分は、確かに老朽化が激しいということになっていると思います。今回、これに特化した予算づけという計上はしていないんですけれども、現状確認させていただいてですね、既存の予算の中で、ちょっとどこまで対応できるかっていう部分もありますけれども、現地を確認させていただいて検討させていただきたいというふうに思います。

井澤委員長

振内支所長。

振内支所長

はい。それでは鉄道記念館について回答させていただきます。委員のおっしゃるとおり、鉄道記念館展示室、下の方は照明は点いておりますが、上の方はほとんど、高い位置については切れているという現状となっております。令和６年度ですね、鉄道記念館で展示室の梁がですね、ちょっとゆがみ、緩みというか、出てきておりまして、修繕料でその梁を修繕するのに合わせて、照明も全部ＬＥＤ化に変更する予定となっております。修繕料の中の２８６万円を予定しております。以上です。

井澤委員長

よろしいですか。はい。ほかございますか。それでは、１６０、１６１ページ。１６２、１６３ページ。はい、木村委員。

木村委員

１６２ページですね、１２節の部分の町道草刈り業務委託料なんですけど、全体的にちょっと減っているのかなと思っているんですけど、うちの自治会もですね、町のほうから町道の委託を受けてやっている部分あるんですが、最初子ども会が受けいてですね、やっていて、それで子ども会で親も少なくなってきたのでやれないということで、自治会のほうで今やっているんですけど、

もうこれがすごく大変でですね、本当にこの金額でいいんだろうかっていうような感じで思いながら、いつもやっているんですけど、今回これ、どの部分がどういうふうに下がっているのかわからないんですけど、まだ草刈りが下がるのかそういうことではないですよ、これはどういうことになっているんですか。

井澤委員長

建設水道課長。

建設水道課長

はい、お答えさせていただきます。委託料の減額につきましては、説明のところにも書いてございますけれども、法面・土工構造物点検の計画策定の分が減ったということで、1900万円ほど減額という形で計上させていただいております。草刈りにつきましては、ちょっとお待ちください。草刈りにつきましてはですね、例年どおりの単価ということで計上させていただいておりますので、委託料については変わらない形になるということで考えてございます。

井澤委員長

はい、木村委員。

木村委員

昨日のね、平取ダムの件なんかも見るとですね、今、人件費、やっぱり燃料なんか高騰してですね、やっぱりこういうこと、この委託についてもですね、草刈りについても、絶対これ余計にかかるんですよ。これ別にやらなくていいのかなって、ね、町に返してもいいのかなっていつも思ったりもするんだけど、本当にね、トラクターでちょっとやってもらわないと、やれないんです。そのトラクターの歯1枚壊れたら、もう赤字なんだよね。だからやっぱりそういう状態でこれ各自治会にやらせて、うちだけかも知れないよやっているのは。わからないけど、そういうのがいいのかなとちょっと思うものだから、他にやってくれるところがあるのなら、これは返しても大丈夫なんですかね、こういうのは自治会から。

井澤委員長

はい、建設水道課長。

建設水道課長

はい、お答えさせていただきます。地元の道路については地元の自治会にということで、過去からの歴史の中で、自治会にお願いしてきた経緯がございます、地元の自治会に刈っていただくことで、苦情も少ないのかなという意味合いの中で、色々これまで続けてきておると思います。ただ、実際的にはですね、出来ていない、今はもう受けられないという自治会もたくさんございまして、その中で、業者にもお願いをしながらの草刈り業務となつてございます。ちょっと今後、料金改定、昨日、雑排水の関係の料金の見直しがあるということで、昨日ご説明させていただいたと思うんですけども、検討させていただくということでですね、その辺含めてですね、もう一度今年、料金について、これだ

	け社会情勢変わってございますので、その辺含めて単価見直し等もですね含めながら、実際に自治会で出来ない出来るというところも聞き取りしながらですね、令和６年度に検討させていただいて、７年度予算に反映できるような形で、考えさせていただければなというふうに思います。
井澤委員長	よろしいですか。ほかございますか。それでは、１６４、１６５ページ。はい、崎廣委員。
崎廣委員	１６４ページ、７款２項３目橋梁維持費の中の１２節委託料なんですけども、橋梁点検が終わってくるんだと思うんですけども、新聞なんか見てると、インフラ寿命５０年ということだからかなり厳しい状況だと思うんですけども、うちの町は橋梁については、もう点検が終了して問題ないという状況なのか、問題があるっていう状況なのか、その辺について教えていただければなと思います。
井澤委員長	はい。建設水道課長。
建設水道課長	はい、お答えさせていただきます。橋梁の点検につきましては、５年に１度やらなければならないということで、国からの指導によって義務づけをされておりますので、これからずっと、点検を継続していくということになります。令和６年度、これが３巡目に入るとということで、要は１０年過ぎて１１年目に入っていくということの説明となつてございます。ですので、今後、点検をしなくてよくなるのではなくて、ずっとやっていかなければならないというふうに認識しております。
井澤委員長	よろしいですか。崎廣委員。
崎廣委員	すみません、点検をするしないではなく、大丈夫なのかと、その点検の結果、橋は大丈夫なのかということです。
建設水道課長	申し訳ありません。橋の状況ですけれども、今、補修工事に３橋ほど掲載させていただいておりますけれども、このほかにも５橋ほど補修出来ていない橋がございまして、必要だということになっております。ただ、橋については、今後、劣化、経年劣化がございまして、点検を継続していくという流れとなります。
井澤委員長	はい。ほかございますか。それでは、１６６、１６７ページ。はい、四戸議員。
四戸委員	７款４項の１４節公営住宅の改修工事について、これにかかることでありますのでお聞きしたいと思います。令和４年度、５年度で本町地区の公営住宅の壊

した住宅の数について教えていただきたいと思います。また、その住宅から出られて、外の住宅に移動された方は何人ぐらいいるのか、またその人たちが改修された住宅に現在も入居されているのか。またその改修された費用はどのぐらいかかっているのか。その件について伺いたいと思います。

井澤委員長
建設水道課長

はい、建設水道課長。

みどりが丘住宅の改修、解体ということでよろしかったでしょうか。はい。令和4年度に14戸、すみません、5棟と、令和5年度に1棟、14棟、解体をさせていただきます。それで本町の中央団地のほうに移転されている方が、4、5名いらっしゃいまして、内部でみどりが丘の住宅に移るという希望をされた方が5名いらっしゃいました。それに基づきまして令和5年度、解体前にですね、みどりが丘住宅の5棟を改修をさせていただき、移転を進めたわけなんですけれども、その中で1人が町外に出ると、後でから出るということになりまして、4人の方が移動になって、4戸に入居をされました。それで、改修にかかった費用としましては、810万円ほどとなっております。現在、その4戸に入っているという状況でございます。

井澤委員長
四戸委員

はい、四戸委員。

今なぜそういうことを聞いたかといいますと、うちの町もだんだん交通の便も不便になりまして、旭のほうでご夫婦の方ですけども、介護度5の旦那さんを抱えた家族がおりまして、結局、本町地区に空いていれば、病院も近いし、旦那のことが心配だから、町営住宅が空いていれば入りたいというお話をお聞きしております。当然、介護度5ぐらいの、5といたたらもう最高ですから、そういう家族の方もこれから出られてくるんじゃないかなというふうには思っております。例えば、緊急の場合、救急車が走っても、冬道ではやっぱり50分ぐらいかかります、片道ね。だから、そういうことで病院の近くに引っ越ししたいんだと、周りの近所も前は居ましたが、みんな疎開してだんだん人もいなくなって、旦那の状態がそういう状況だということで、お借りしたいということなんだけど、結局今お話聞いたら、せっかくお金掛けて直したところが3部屋が空いているということで、これは当然これから先も取り壊していくという予定がありまして、お貸しすることは出来ないということだと思いますけれども、その方は、条件付きでもいいから、そういう、いつうちの旦那がおかしくなっても不思議じゃない状態なんだと、だから、お借りしたいんですということでした。やはり、町もやっぱり、そういう方に手を差し伸べてあげてはいいかがかなと思いますが、その辺の考え方はどうでしょうか。

井澤委員長 建設水道課長	はい。建設水道課長。 はい、お答えさせていただきます。今、委員のおっしゃったとおりですね、相談には見えてございます。その方には、今、本町は空きが、かつら団地のほう、ごめんなさい、白樺住宅のほうですね、空いているところがございますので、そちらのほうを紹介させていただいておりますし、みどりが丘の今、移転用の住宅として修繕した箇所につきましては、当初、要は移転住宅として今回、用意したということですので、2年経過してございますが、その中で3戸開いているという今実態の中で、周りの方もまた移りたいという方もいらっしゃるような状態もあってですね。ちょっと、どういうふうに利用するかっていうところを今、検討しなければならない状況かなというところで、今、策定させていただいています住生活基本計画等に基づきましてですね、今後、庁内で検討して、住宅の利用についてもですね、検討を重ねていかなければならないということと、需要に応えられるようなですね、供給をしていかなければならないということで、ちょっと今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。
井澤委員長 四戸委員	はい、四戸委員。 課長はこれから検討するということでございますけども、やはりせっかくお金掛けて改修されて、まだまだ私見る限りは、入れる状況にあると思いますので、これからそういう困った町民も出てくるだろうし、例えば2年前ですか、建てたあの新しい住宅、結局、安い年金をいただいている方は、高い住宅料払えないで、古くてもいいからという方も結構いらっしゃると思うんですよね。だからそういうことも考えながら、検討していただきたいと思います。答弁はよろしいです。
井澤委員長 中川副委員長	はい。ほかございますか。中川委員。 167ページ。7款4項2目、18節の負担金、補助及び交付金の中の住宅リフォーム促進事業補助金についてお聞きしたいと思います。この制度、始まってからもう20年近く経つのかなというふうに思いますけれども、この項目はこの項目で残しておいてもらいたいと思いますけれども、ここ最近気になるのが、平成23年の東日本大震災、そして、平成30年には胆振東部日高西部の地震と、そして今年、能登半島地震ということで、住宅の耐震化、これについてね、対応も今後考えていかなきゃいけないのかなというふうに思いますけれども、これについて、何か、国からの補助とかそういったものがないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
井澤委員長	建設水道課長。

長
建設水道
課長

はい、お答えさせていただきます。こちら、今委員おっしゃったようにですね、耐震化に対する補助ということだと思うんですけども、こちら国交省のほうで制度がございます。ただ結構ハードルが高く、個人ではなかなか申請できる状況にないという内容になっていまして、どちらかというと業者、建設建築業者が、要は耐震補強をする根拠をですね、示さなければならないという、何かそういうハードルの高い制度になっているようでございます。ですので今後そういう制度をもう少し勉強させていただきながらですね、町民の方に周知できるような形を考えたいと思っておりますけれども、いかんせん、戸建ての耐震化率っていうのが、平成23年、まさしく東日本大震災の発生した年に計画した、平取町耐震改修促進計画の中でございますけれども、一戸建ての耐震化率っていうのが65.4%、それから共同住宅については94.7%ということになってございまして、町の平取町の耐震化率としては72.6%ということになってございます。これが今、道新の朝刊にも出ていたと思うんですけども、管内的にも結構低い位置にあります。こちらやはり、戸建てのほうの改修が進まなければならないのかなというふうに思っておりますので、その辺ちょっともう一度、制度については内部で協議させていただきながら、皆さんに周知できるような形を示せば良いかなというふうに考えてございます。

井澤委員
長
中川副委
員長

中川委員。

実はこれ思ったことは、ちょうどリフォームをするという時期に関して、今までの丸々1軒の住宅を耐震化するというのは、なかなか難しいことだと思うんですけども、このリフォームをするということに対して、その時に一緒に出来ないかなという思いがあったんですよ。町の施設は皆さんご存じのとおり、大体やってきてはいるんですけども、民間の住宅に関してはなかなか進まないっていう状態なんで、その辺も今後検討していく、考えていかなきゃいけないのかなというふうに思いますので、その辺も、もし検討しているのなら、今後、そういう考えでいってもらいたいと思います。回答いいです。

井澤委員
長
金谷委員

はい。ほかございますか。金谷委員。

今の中川委員の関連のところでございますけれども、リフォームの関係で、予算の計上で15件分ということで450万円というと、約30万円という形の中ですけれども、今までの利用状況っていうのは、15件は十分に使っていたのか、それとも、あとリフォームの範囲、色々な内装だとか、外装だとか、そういうふうなリフォームの制約も多分あるかと思うんですけども、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

井澤委員長

はい、建設水道課長。

建設水道課長

お答えさせていただきます。令和5年度から建設水道課のほうで窓口となりまして、実施をさせていただいておりますけれども、令和5年度につきまして15件がきておりまして、金額的には上限までいかなかった方もいらっしゃると思いますので、若干の不用額は生じておりますが、15人の予定はきてございます。内容につきましても、屋根の塗装、外壁の塗装、内部の改修、それから屋根の張り替え、色々な事に活用していただいていると思っております。ただこの制度、1世帯1回限りということになっておりますので、ちょっと今後はですね、どういうふうにしていくかということも含めて、協議をしていかなければならないと考えております。

井澤委員長

よろしいですか。ほかございますか。はい。萱野委員。

萱野委員

167ページの7款4項2目20節貸付金のところで、アイヌ住宅改良資金貸付金とありますが、参考までにでいいんですけど、返済時の金利はいくらほどなのか、教えてください。

井澤委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

新築の場合にですね、最大760万円借りられる制度なんですけど、年利2%ということになっております。

井澤委員長

よろしいですか。はい。ほかございますか。それでは、168、169ページ。170、171ページ。はい、崎廣委員。

崎廣委員

先ほど災害の話も出ていましたけど、ここ何日か13年目ということで、東日本大震災のテレビ番組なんかがかなり流れていますが、私も自治会長に当たってから、役場から何か色々な文書が来ていて、これ受けてくれ、これ出てくれって言われて、防災関係が多いんですけども、昨年、防災マスターの研修も受けました。それで7節報償費で防災セミナーの講師謝金を計上しておりますけども、平取の場合、海に面してないので、今1番なのは、日本海溝千島海溝からの巨大地震というのが話題になってますけど、沿岸沿いはもうとにかく津波対策をどうしたらいいんだっていう、津波の研修会もやってます。平取は担当外という形になってしまうんですけども、それでも、机上訓練でも防災訓練っていうのをやっておいたほうがいいのか、練習をしておく、何かあったときに有効かなっていうふうに考えてます。何とかやるよじゃなく、何か、何回か、こんな面倒くさい机上訓練なんかと思うんですけども、やっておけば、

こういうふうにできるんだって、先日段ボールベッドの作り方も教えてもらいましたので、ああいうことが重要だなと思いますので、それらの計画についてお教えいただければなと思います。

井澤委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、お答え申し上げます。一応ですね、毎年定例として、地域防災セミナーを開催させていただいております。去年はですね、今ちょっと話があった、道の訓練が日高管内で行われて、それが津波だったものですから、テーマを合わせて去年は行ったんですけども、基本的には当町っていうこともあってですね、水害ですとか地震をテーマに例年行っております。一応この地域防災セミナーがですね、毎回2部構成でやらせていただいている、一部が講演、2部が机上訓練、住民参加型机上訓練という組み立てでやらせていただいております。令和5年度はD。はぐをやらせていただいたような形になっています。今後ですね、そういった実際に地域住民に参加していただきながらの、ちょっと机上が多くて申し訳ないんですけど、訓練は続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

井澤委員長

はい、崎廣委員。

崎廣委員

はい。了解しました。道の訓練、私も出ましたけども、一体いつ始まって誰が中心で誰がこの事業を進めていくのか、全くわからない状態で2時間ぐらいが経過するっていう流れだったんで、それは道が悪いんでしょうけども、もう少し丁寧な訓練にしていきたいなと思います。引き続きお願いします。災害が起きたときに、やはり本部、本拠地っていうのは、その差配をするのはこの平取町役場、皆さん方だと思います。何か起きたときに、その今流行りの言葉で言うとBCP、業務継続計画、役場が被害を受ければどこかの場所に移すだとか、この仕事はこの課がやるだとかっていう、そういう、どういうふうに復旧をかけていくか、現地対応をどうするのかっていう、業務継続計画っていうのがおそらく作られているんだと思います。報道を見る範囲では、ほぼ98%が作ってるっていうことですから、平取も作っているんだと思います。その中でその報道であったのは、内閣府が手引きで示されてる6要素を完全に網羅しているのは、まだまだ半分以下だということなんですよね。その辺について、平取がどういうふうになっているのか、6要素っていうのは、1つは、首長が不在の場合の代理者、それと代替の建物、電気、水道の確保、通信手段の確保、データのバックアップ、それと、優先業務、何が優先するのかっていう、そういう6要素が示されてるんですけども、これについては平取町としてはBCP、明確になっておりますか。

井澤委員長 まちづくり課長	まちづくり課長。 はい、お答え申し上げます。この業務の継続の計画なんですけど、まず必ずです、その独立した計画で立てる必要はないっていうことで内閣府から指導が来ていて、地域防災計画にその旨を包含するようになっていう指導が来ているので、うちはまずその手法を取っているんで、地域防災計画に今言われた要素を盛り込むという形を取っています。例えば首長に何かあった場合っていうところでは、これは町長、副町長、それから担当課長ということで私っていうことで、優先順位を記載したりですとか、そういったことはさせていただいています。建物についても、役場がですね耐震がないので、ここで本部の機能が継続出来ないとなった場合は、ふれあいセンターに本部を移して継続するというところで明記されています。その際の電気とかの確保っていうところでは、ふれあいセンターに太陽光設備と蓄電池を整備したということになっているという形になっています。あとデータベースについては、現在クラウド化をですね、積極的に進めるっていう形の中で整理をしているんですけど、ちょっとまだ明記はされていなかったかなというふうに考えます。あとは直接的な初動とかですね、その辺については毎回、職員のマニュアルを見直して優先順位を見直すですとか、その時々々の優先順位についてはタイムラインに委ねるというような形で、うちの地域防災計画は出来ています。あと、また最近ちょっとこのBCPの調査とかで言われてきてるのは、今回の大災害を受けてですね、受け入れですね、要するに、罹災証明の提出が遅れたりっていうのが出ているので、その辺のボランティアの受け入れ態勢とかについては、今1度見直すように、最近の指示では来ている形です。あとは今回の標準化に合わせですね、罹災証明の様式も、標準化に合わせた全国統一様式にして対応できるように、というような指導が来ていて、その辺については、対応済みという形になっているというように、概要ですけどそんな感じになっています。
井澤委員長	よろしいですか。ほかございますか。それでは、172、173ページ。崎廣委員。
崎廣委員	9款1項2目事務局費の、まず、172ページ、2の給料ですね、小・中学校生徒指導教員等1名ということで計上になってます。同額がマイナスになっているということは、去年はこれ、2人配置だったと思うんですけども、働き方改革の時もお話ししましたが、やはり、数を増やすしかないんで、やっぱり2人必要、何でこれ1人になってしまったんですかね。
井澤委員長 生涯学習	はい、生涯学習課長、お願いします。 はい、お答えいたします。こちらにつきましては元々ですね、中1ギャップと

課長	ということで、中学校に入って、小学校から中学校に上がってきた生徒がですね、平取中学校の場合に、紫雲古津小、平小、二風小、貫気小と、各学校から集まってくるというのもありまして、2クラスに分けて授業をやりたいということで、それに対しての期限付教員を採用していたという経緯がございます。今年ですね、採用募集したんですけれども、なかなか教員の方が見つからなくて、採用出来なかったっていう経緯もあります。来年度につきましてはですね、平取中学校に入ってくる生徒の人数も少なくなっておりまして、そういうこともありまして、予算としてはですね1名で予算を取って、まだ来年の分の採用できる先生は見つかっていないんですけれども、なるべく今後も教員を探しながら、1名でも付けていきたいというところで、予算としては1名としております。以上です。
井澤委員長 崎廣委員	はい、崎廣委員。 やはり1人でも多くいたほうが現場は楽だと思いますので、引き続き努力をお願いしたいと思います。続けてもう1本お願いします。173ページ、13節使用料のところで、ホームページのところなんですけども、学校のホームページ、前もお話ししましたとおり、非常にすばらしいものが出来ているというか、携帯でも見れて、父兄や生徒との情報交換が出来ていると、非常に良いものだと思います。平中のホームページは相変わらず、1日の閲覧者は300名近くいるという、300名っての生徒の数からいってもあり得ないと思うんですけど、一応、カウンターはそうなっていますから、すごい数字なんだと思います。これは役場のホームページが新しくなりますので、教育委員会のホームページにリンクしたらどうだろうっていう話をしようかなと思って調べたんですけども、教育委員会はホームページを持っていませんよね。役場のホームページなので、新しい役場のホームページにこういう学校のホームページとリンクをさせる、そして、学校のホームページにも役場のホームページをリンクさせるっていうことで、お互い、何ていうのかな、見やすくするっていう作業があると、それぞれ閲覧数が増えて、情報共有が増えるんじゃないかなと思いますけども、新しいホームページとしてそのような計画はありますか。
井澤委員長 観光商工課長	どちらですか。はい、観光商工課長。 はい、お答えいたします。今、町のホームページをリニューアルしている作業になりますけれども、当然、他のページとのリンクというか、バナーを張る形で飛ぶことが出来ますので、それは運用した中の操作の中で出来ます。あとは教育委員会と学校とですね調整を図りまして、お互いにリンクを貼るということではできると思いますので、そういうことでどちらも見れると、ワンクリックで見れるという形が取れると思いますので、これについては関係部署と協議を

	させていただきたいというふうに思います。
井澤委員長	はい。ほかございませんか。金谷委員。
金谷委員	172ページの9款1項2目12節の平取町の学習塾運営委託料で、372万3000円が減額になっております。説明によりますと、業務内容を見直していることなのですが、その辺の見直しの内容について、ちょっとお聞きしたいんですが。
井澤委員長	はい、生涯学習課長。
生涯学習課長	はい、お答えいたします。来年度につきましては、生徒ですとか平取高校生もそうなんですけれども、生徒数が減っているというところもありまして、登録者数が減少するのではないかとという想定をしております。塾のほうと協議をしまして、生徒が減るのであれば、そこにかかるですね、塾の人件費の部分がですね、もう少し削減できるのではないかとこのところで、塾のほうから見積りをいただいたところ、人件費を0.5人分ですね、講師の先生の人件費0.5人分を削除した形で見積りをいただいておりますので、その分予算を削らせていただいたところでございます。以上です。
井澤委員長	はい、金谷委員。
金谷委員	今、課長のほうから、その登録数が減った、生徒が減ったからということですが、従来の時よりも、業者、業者というか委託の方が変わったということもありまして、生徒間ではちょっと何か、余り、今現在のあれでは受けがよくないというふうなことも、私もお聞きしましたが、その辺の関係は全く影響ないんでしょうかね、それについては捉えていますか。
井澤委員長	はい、生涯学習課長。
生涯学習課長	はい、情報としては教育委員会のほうで聞いておりまして、塾のほうも会社でのですね、異動、転勤などがあるものですから、なかなか、一定の講師の方がずっと何年もいるっていうのは、ちょっと難しい状況ではあるんですけれども、塾長はほとんど変わることがございませんので、塾長と協議をしておりますので、なるべく従来と変わらないような形で、生徒に教えていただけるようお願いをしているところでございます。
井澤委員長	ほかございますか。それでは、173ページの2、174ページ。174ページ2、175ページ。はい、松澤委員。

松澤委員 はい。9款2項2目11節の役務費と、18節の負担金、補助及び交付金について伺いますが、両方とも貸出用Wi-Fiルーター通信料という言葉がついているんですけども、この流れっていいですか、この違いっていいですか、これ、ちょっとまず教えていただきたいんですけども。

井澤委員長 はい。生涯学習課長。

生涯学習課長 すみません、174ページでよろしいですか。

松澤委員 175ページです。

生涯学習課長 175ですね、申し訳ありません。175ですね、はい。はい、お答えいたします。通信運搬費のところなんですけれども、こちらにつきましては、今1人1台端末を児童生徒に整備しておりますけれども、こちらを基本的には学校で使っているんですけれども、家庭に持ち帰って学習をする場合にですね、どうしても家庭にインターネット環境のない家庭がございますので、そちらのご家庭に対しては、教育委員会のほうで用意しているポケットWi-Fiのほうをお貸しするというようなことになってございます。通信運搬費のほうが予算が減っているというのはですね、これまでの実績を加味しまして、台数のほうを減らした予算にしているところでございます。あと、18節のWi-Fiルーターにつきましても、こちらですね、そのインターネット環境のないご家庭に、Wi-Fiルーターを貸し出しをするんですけれども、2分の1をですね、教育委員会のほうで通信料を補助するというような要綱がございまして、こちらもですね、実績を加味しまして台数が減っているというところで、今、令和6年度の予算は減額というふうにして、予算を計上させていただいているところでございます。以上です。

井澤委員長 はい、松澤委員。

松澤委員 はい。下の説明で11款となっているんですけれども、これは11節だと思うんですけれども、ここの通信料の貸し出し通信料の減っているふうになっていまして、下もなっているので、上の役務費のほうは、ポケットWi-Fiを貸し出す、貸し出した用の通信料が減ったというのと、下は、下も同じ内容かなと、今聞いていて思ったんですけど、Wi-Fiルーターを貸した通信料のご家庭で使うの2分の1を補助金として出している。あんまりここでしゃべって質問しちゃうと3問しか出来ないんで、ちょっとよくわからないんですけど、よくわからないんですけど、次のときに答えていただきたいんですけども。それで結局子どもに1台タブレットを持たせているということで、コロナがちょ

っと、ほんの何日か流行った時に、お家のほうにタブレットを持ち帰ったっていう話を聞いたんですけども、それでもそのタブレットを持ち帰ったんですけども、それによってその大して、何て言いますか、ただ持って帰ってきただけ、みたいな話をよく聞くんですよね。それで、これから先、これが1人1台とか、こういう補助とか出しているのであれば、本当に何日間かでも学校が閉鎖になったときに、こういうことで、子どもたちにはこういうことを発信するとか、そういうことをもうちょっとちゃんときちっとやっておくと、子どもたちが家で勉強が遅れるとか、そういうことが少し軽減されるような使い方、もう少し本当に、きちっとやったほうが良いんじゃないかなと、ちょっと思ったものですから。そういう仕組みっていうか、作る、そういう、あまりそういうことになっていないときにやらないと、急にそういうことになったときに、間に合わないと思いますので、そこまでやって初めて、子どもたちに1台ずつタブレットを持たせている、という意味があるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

井澤委員長

はい。生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。まず、最初の質問のほうなんですけれども、すみません、先ほどちょっと回答で足りないところがありましたので、11節の役務費につきましては、要保護、準要保護世帯の方に対しては、町教委のほうで通信会社と契約しまして、全額町教委のほうから通信料をお支払いするということになりますので、こちらの予算が11節のほうになります。はい。それ以外の方につきましては補助金で2分の1を補助するというので、18節のほうの予算で組んでいるところがございます。次の質問ですけれども、基本的にはですね、タブレットを持ち帰っていただく際には、ただ、子ども達に持ち帰っていただくのではなくて、学校のほうで、ある程度宿題を出してですね、それをやってきていただいて、先生方にきちっと宿題をやっているかどうかということを確認していただくために、タブレットは持ち帰ってくださいというふうに各学校にお願いしているところです。例えば、緊急的にコロナが感染して臨時休校になってしまったという時に、本当はその時こそ持ち帰って、タブレットで学習することが一番良いんですけれども、何せ、緊急的に休みになってしまうところもありまして、なかなかそこまでの準備が整わない状態で子ども達を帰してしまうっていうことも多いものですから、そこにつきましては今後の課題と考えておりますので、先生方に常にそういう状況もあり得るということを認識いただいてですね。令和5年度で学習用ソフトというものも導入してございますので、そちらを使って子ども達の自宅学習に活用していただくですとか、そういったことを学校のほうに伝えていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

井澤委員
長

はい、松澤委員。

松澤委員

はい、前向きで、ありがとうございます。それで親も何か、逆に子どものほうが使い方をわかっていて、親はわからないとか、どうやってスイッチ入れるんだろうとか、そういう方も何かそんなこと、今、その人は大丈夫になったと思うんですけども、そういうこともありますのでね、親御さんとのそういう関係もきちっとやっておいたほうが良いのかなと思います。それで、やはり今用意しておかないと、本当にいざという時には、っていうのを、せっかくの物が役に立たないということよりは良いと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

井澤委員
長

よろしいですか。教育長。

教育長

はい。持ち帰りの部分で、自宅への授業に対してのパターンなんですが、平取町の場合、私、去年来まして、やはりちょっとハードですとか、それから、子ども達のパソコンのスペックなんかの部分のトラブルで、若干遅れているような気がしております。それで、基本的に持ち帰りの部分なんですが、子ども達が持ち帰ったと、今日から3日間休みだよとなった時に、授業のやり方として、1つはオンラインでライブですね、いわゆる先生が教室内から実際に授業をやって、そしていわゆるライブ配信するっていうパターンがあります。それともう1つは元々、例えば問題に対しての回答の部分を録画しておいて、それをYouTube等で流すと。これは子ども達が好きな時間帯にその授業を、国語、算数、社会というのは見れるようなパターンがこれ、あります。それから2つ目としては、持ち帰った時に、自宅の子ども達のパソコンからクラウド上に、いわゆる問題集ですね、小学校1年生から6年生の国、数、社、理の問題があって、それを見て、自分で好きなところから引っ張ってきて、自分でやるというパターンがあります。それからもう1つは、元々PC内に入っている問題ですね、学校で先生に指示されて、問題集を自分でやるというようなパターン。それからあと、今、自宅に帰ったら必ずパソコンでやりなさいっていうふうに言っているんですけども、ただやっぱり学校というのは、いかにして、効果的な授業を行うためのPC、ICTの活用なんです。それでやっぱり学校にアナログっていうような文化も必要で、先生によったり状況によっては、昔からのプリントを刷って、いわゆる子ども達に渡して、宿題という形でやらせているというパターンで、これもありますので、一応学校のほうは今、そういうような形で動いているっていうことでご説明しておきます。以上です。

井澤委員
長

ほかございますか。それでは、176、177ページ。178、179ページ。
はい、崎廣委員。

崎廣委員	9 款 4 項 2 目公民館費、7 節報償費、代替運転手謝金、1 1 2 万円なんですけれども、ずっと代替運転手、募集をしていますけれども、用途はついているんでしょうか。
井澤委員長 生涯学習課長	はい、生涯学習課長。 はい、お答えいたします。令和 5 年度につきましては、年度当初は、今いる、職員として雇っている運転手のほかに、登録運転手ということで 1 名、いたんですけれども、年度の途中で退職されてしまいまして、今現在は 1 人でバスを運行しているという状況でございます。募集はかけているんですけれども、今現在、まだ応募がないという状況でございます。以上です。
井澤委員長 崎廣委員	崎廣委員。 1 1 2 万円ということで、働き方改革でも言ったんですけど、正規な、ご飯を食べていける賃金払わなかったら、人はもう集まらないんだと思うんですね。日給月給で、それもライセンスを持っている人に来てくれって言っても、人の足りない時代で、それはもう無理だと思うんですよ。それで、前回地域交通のときにもお話ししましたけども、そういうドライバーを 1 つに集めて、三セクなら三セクでドライバーを雇い上げて、仕事を割り振りする、そうすることによって、今デマンドで配置出来ないドライバーのところにも配置できる、民間の業者がスクールバスで入っていますから、難しいところもあるのかなと思うんですけれども、そういったようなところをやったほうが、将来的についていうか、今、必要としているところに運転手が行って、きちんとその仕事ができるということになるかなと思うんですけれども、地域交通の時にも、お話ししたんですけれども、やる気がないって言うことだったんですけれども、どうですかね、もう一度お伺いします。ドライバーを集めて、そして差配するというやり方、検討していきませんか。
井澤委員長 まちづくり課長	はい。まちづくり課長。 はい、お答え申し上げます。ドライバー不足っていうのがかなり深刻な問題になってきていて、前回の時に、やる気がないって言ったかはちょっとあれなんですけど、今検討していることとしてはですね、新冠町と日高町と集まってですね、広域でですね、運転手確保の事業を何か出来ないかっていうのを、振興局にも入っていただいて、協議しているっていうのを始めまして、これまで 2 回、協議をさせていただきました。特定財源を得ながらですね、広域で出来るものを今、ちょっと目星をつけて、これからちょっと具体化できるかどうか検討していくというような動きが出てきておりまして、それで、次回、また 3 回

	目が3月に予定されているので、ある程度こう形にもし整ってきましたら、ちょっとまた報告をさせていただきたいと思います。以上です。
井澤委員長	はい、崎廣委員。
崎廣委員	すみません、勢い余ってやる気がないって言ったのは訂正させていただきます。申し訳ございません。広域やりませんか。今回は一般質問してます。そういうことを、そういう形で、隣町と一緒にやる、足りないところを補うっていう、うちの町だけでもできるし、隣の町とやることによって、日高町は、旧日高町から富川の温泉までバスを走らせて置いているわけですから、そういうのをうまく使うだとか、そういう意味では広域でやると、もっと何か効果があるんだと思うんですね。是非そういうところを検討していただきたいと思います。特に、答えはいいです。
井澤委員長	ほかございますか。それでは180、181ページ。はい、千葉委員。
千葉委員	180ページ、9款4項3目12節の委託料の中で、下から1、2、3、4、5番目ですか、開拓財産展示物管理委託料ということでもありますけども、これは荷負の小学校を利用した跡地で開拓財産、今、展示しているわけなんですけども、まず最初に、来館した人数というんですか、実績というか、動向はどうか、令和5年度の状況をお知らせください。
井澤委員長	文化財課長。
文化財課長	令和5年度の実績としましては、140名の来館がございました。以上です。
井澤委員長	はい、千葉委員。
千葉委員	なぜここで私が質疑かという、1つはですね、荷負の小学校の跡地、これはもうこの開拓財産展示のことが中心で、このままいいのかなっていうのがちょっとあるんですね。大胆に言うと、もう、この開拓財産の展示に関しては、やっぱり詳細を協議してですね、学校の跡地ですから、これはもっと大胆な方向でこう変えていく、方向性も、町にとってやっぱり有効な手段じゃないのかなと思っています。1例で言うと、かなり日本全国、廃校になった、あるいはその統合された校舎の利用というのは、例えば、芸術文化に充てたりですね、あるいは若手のデザイナーの人たちの拠点となったり、あるいは田舎のあたりではですね、おじいちゃんおばあちゃんが食堂を開いてみたり、様々な利用の仕方という、学校跡地にはあるんですね。最近は何か、教室を改装してですね、宿泊に特化したりとか、あるいはその、個人で購入したいという、活

用したいという申し出もかなりある時代だなというふうに思っています。開拓財産、これは町にとっては、林業とか農業の歴史を辿るうえで、非常に貴重な物もあるんですね、見たらね、たくさんあるんですよ。ただ、展示している場所がね、本当に荷負で、小学校の跡地でいいのかな。これはやっぱり根本的に見直していく必要が私は将来的にあるのかなと思ってますけども、どうなんでしょう、今あの状況で、このまま何年も続けていく考えなのか、まず伺っておきたいと思います。

井澤委員長

はい、文化財課長。

文化財課長

開拓財産の一環として、地域の学校の歴史を伝えていくというのも、平取町の1つの使命として、私は展示活動としては大事だと思っていますので、荷負地区にある廃校になった小学校というのは、良い立地なんじゃないかと、自分自身は思っています。

井澤委員長

はい、千葉委員。

千葉委員

そこが問題なんですね、僕に言わせたら。なぜかという、校舎もね、相当なやっぱり面積、所有してますよね。グラウンドの敷地の面積も相当ありますよね。私はね、何ていうのかな、もし本格的にここが今、有効だと思っているのであれば、もっと例えば、平取町の農業の歴史とか、林業の歴史とか、開拓の歴史とか、きちっとね、逆に言うと入館料取ってもいいぐらいの注目されるような施設になっていけば、今課長言ったような形で、ああそうだなと私は思うんですよ。けどどうもね、やっていることが中途半端にしか見えない。実際訪れた方も、あそこに展示してあるっていうこと自体がちょっと不思議ですねっていう形で、意見も私、実はいただいているんですね、他町のちょっと名前は言えませんが、議員の方々が。やっぱり僕は主にやっぱり小学校の跡地はね、大胆にやっぱり変えて、この展示する物、開拓財産の物についてはね、やっぱり別枠で考えていくってというような形を取らないと、私は荷負の小学校の跡地、有効利用しているというふうには思いません。町長、その辺の考え方、ちょっと地元ですから、伺っておきます。

井澤委員長

町長、はい。

町長

はい、お答えいたします。開拓財産の展示ということでですね、荷負小学校の跡校舎を使うということで、千葉委員もご存じですけども、以前は振内の旧高校で何と言いますか、備蓄と言いますかね、その展示を一部やっていたということで、あそこはやっぱり見せるような環境がなかったということでですね、やはりこのままではいかんというようなことで、小学校のですね、校舎の跡を

使ってはどうかということで、進めさせていただいたというようなことでございましてですね。なかなかやっぱり立地的にもですね、見に行く環境としてはちょっとこう、条件が足りないところもあるかなというふうに思っております。それでですね、以前、総合計画の中でもお示ししましたし、今回の予算の中にもありますけれど、今、荷負生活館のですね、改築を今後控えておりましてですね、場所をどこにするかというような検討も必要ですけれども、有力な候補地として、やっぱり、小学校跡地辺りをですね、生活館の建設地としてはどうかというようなことの検討をですね、進めたいなというふうに思っております。今の荷負の集落の人口とかですね、その生活館の利用の実態なんかから見てもですね、単純に今の生活館をぽんと建てかえるというようなことだけではですね、なかなかこう、目的としては薄くなってしまうのかなということもあってですね、平取町としての中心的な位置にあるということもあってですね。今色々こう、各大学とか高校とかの協定なんかも組みながらですね、例えばアイヌ文化を学習してもらおうということでの生徒を誘致するとか、そういうところにも使えるような施設とか、そういうことも一つ可能性としてはあるかなと思っております。今後、今年、基本的な構想を立てる予算も計上しておりますので、その中でですね、色々可能性を探っていければなというふうに思っております。その中で、荷負小学校の校舎をどのように使うかということも含めてですね、検討していきたいなというふうに思いますので、今の開拓財産の施設そのものはですね、結構以前よりは、見ていただくような環境になっいるかなと思いますけれども、再度ですね、そういったこれからの計画を含めて、再度検討してまいりたいというふうに思っています。

千葉委員

答弁求めませんけれども、今、町長が言われた多様化っていうか、色々な視点でやっぱり物事を見ていくということで、ぜひ町長ね、有効な活かし方をね、これから考えてもらいたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

井澤委員長

そのほかございませんか。それでは、182、183ページ。184、185ページ。はい、松澤委員。

松澤委員

9款4項7目、どこにちょっと入るのか、図書館のことでちょっとお聞きしたいんですけども、ここ何年間か、乳幼児にブックスタートといって、図書館のほうから、初めての絵本ということで、プレゼントするっていう事業があったと思うんですが、何年間かこれが予算は立てられているんですけど、行われていなかったっていうことがありまして、それはこの中でちょっとわからないんですけども、要するに、図書館の方が説明したりとかしたいというところで、検診の所に行くのはちょっとどうかとか、色々な事考えて行われていなかったということなんですけれども、他の町では特別、図書館の方が行かなくても、乳幼児健診の時に、携わる方たちがあげたりとか、例えばそういうボランティア

アの方たちが持つて行くとか、色々なやり方はあるっていうことがありましたので、そのこともちょっと私言いながら、できればやっただらいかがですかっていうことは言ってきたんですよね。それで、お姉ちゃんももらったけれど、下の子はもらってないとかっていう声も聞かれたものですから、そこを何年間かちょっと話してきたんですけど、この度、6年度のほうはどういうふうになっているか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

井澤委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。ただいま松澤委員がおっしゃられたとおりですね、ここ数年間はブックスタート事業が出来ていないというところで、令和5年度で図書館のほうと協議しまして、やはり乳幼児健診に来られた保護者の方に、また、保健福祉課でご説明を受けた後に、図書館のほうでまた更に説明するとなると、保護者の方の負担が結構大きいのではないかということで、先々月からですかね、ほかのやり方をちょっと考えまして、乳幼児健診に来られた方に、まず図書館のほうから案内文書を1枚差し上げるというような形にしまして、そこでブックスタートに興味を持っていただいて、図書館のほうに足を運んでいただいて、本をお渡しするというような方法を、取りあえず、始めてみようということで、先々月のほうから、それを実施しているところでございます。その時にですね、6名の保護者の方にご案内差し上げてですね、興味を持っていただいた方が、図書館に実際来てくださっているという実績もございますので、令和6年度につきましては、その方法でまずやっていきたいなというふうに図書館のほうでは考えているところでございます。以上です。

井澤委員長

はい、松澤委員。

松澤委員

町からのプレゼントということであれば、取りに行かなくても差し上げればいいんじゃないかなと、私は思うんですよね。それで例えば出産祝い金の時に町長が行くなり、来るなりということで、必ずお渡しするものの時に、図書館の方たちがそのお子様のために選んだ本ですってということで、リボンかけてプレゼントするとか、そういう、別に欲しかったら来てくださいじゃなくて、説明を、もし、したいのであれば、その説明の文章といいますかね、ちょっとかわいく大きい字で作って、それで図書館の方の思いを書いて渡すなり、別に、生まれた赤ちゃん全員に本を渡してもいいんじゃないかなって思うんですよね。その来られない方が、興味がないから行かないじゃなくて、行く暇がなくて行かないのかも知れませんが、そこはちょっと、もう少し考え直していただきたいなと思いますけど、どうでしょうか。

井澤委員

はい、生涯学習課長。

長 生涯学習 課長	はい。ただいまご意見いただきましたので、今後ですね、図書館のほうと協議しまして、どうすることが1番お子さんにとって、また保護者の方にとって良いことなのかというのはちょっと検討してですね、進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
井澤委員 長	はい。ほかございませんか。そしたら、186、187ページ。はい、木村委員。
木村委員	186ページの部分でですね、ちょっとその部分というか、全体的に関わることだと思うんですけども、ここはスポーツ少年団の部分に関わることが多く入っていると思うんですけど、今、要するに少子高齢化で、子どもの数もどんどん減ってきてですね、各スポーツ少年団も子どもの数、どんどん減ってですね、その競技によっては、チームも組めないような状態に陥っている競技もあるんじゃないかなと思っています。それで、前々からちょっと、こういうこと、ちょっと言っているんですけども、僕が聞いているのは、野球なんかはですね、小学校とかでも、その小学校だけではチームを作れなくて、旧日高町とチームを作っていてですね、大会に出ているとか、そういうのがあるんですけど、子どもの数が少ないからっていうのあれなんですけど、今、平取の中で、子どもに関するスポーツ少年団で何々があってですね、どのぐらいの人数がいるのか、把握出来ているのかをちょっと聞きたいんですけど。
井澤委員 長	はい、生涯学習課長。
生涯学習 課長	すみません、数字的なものについてはですね、今、手元に資料がございませんので、お調べしてお伝えしたいと思います。
井澤委員 長	はい、木村委員。
木村委員	それで、僕も色々、剣道のこととか携わってきて、昔は指導したこともありますが、その頃はですね、積極的に町もその少年団、スポーツ少年団の場合は教えるコーチもね、やっぱりその資格が必要なので、そういうスポーツ少年団の資格取るために、積極的にやっていたってということもあるんですよ。そういうのもあってですね、すごく僕がやっている頃は、子どもの数もそれなりにいたので、活発にやっていたと思います。でも少なくともですね、やる方法あるんじゃないかなと思っていて、今は野球でいえば隣町と手組んでやっているとか、これは大きい町も札幌でもどこもそうなんですけど、やっぱり一つ一つは人数が少なくてですね、やっぱり1つの学校では、もう既にやりきれていないんだっていうのであれば、連携して選抜チームを作るとか、そういうことを

やっていますので、もう本当に子どもの健全育成のためには、僕はスポーツがすごく大事だと思っていますので、もっともっとですね、町としても、教育委員会としてもですね、スポーツ少年団のほうに積極的に働きかけてやったらいいんじゃないかと。前にも言ったような気がするんだけど、やはり、子どものことを思えば、やっぱりそういう、本当、個々の力が平取の子どもらは強くて、よそへ行ってもすごく、抜群の力を発揮して優勝したりするんですよ。だからそういう面ではですね、子ども達がまだまだ可能性を伸ばせられるような、そういうような環境づくりっていうのをお願いしたいなと思います。

井澤委員長
教育長

お答えをいただけますか。教育長。

はい、今、木村委員が言われたとおりで、今、先日、前にもちょっとお話ししましたが、中学校のほうでも、今、中学校の部活動を廃止して、完全に地域に移行するというような形で、今道教委のほうから言われております。それで今月の終わりにちょっと今、地域移行の検討委員会っていうのを今年度立ち上げまして、今後どうしていくかっていう部分なんですけども、子どもたちのために、組織づくりからしていかなきゃならないんですが、1番はやっぱり何かというと、やっぱり地域に指導できる方が、また、協力できる方が、これをちょっと掘り出すっていうのが、一番の課題になってくると思います。それで教育委員会とそちらの検討委員会のほうで、これから住民説明会も開きまして、少年団も含めて、そのような形で取り組みを進めてまいりますので、またそのときに何か良い案ありましたら、色々ただいただければ、意見を取り入れながらちょっと進めてまいりたいというふうに思いますので、ご協力のほう、よろしくお願いたいと思います。以上です。

井澤委員長

それでは、これにて休憩いたします。再開は午後1時からです。

(休憩：午前11時59分)

(再開：午後0時56分)

井澤委員長

時間は少し早いんですが、皆さんお揃いになったので、始めてよろしいでしょうか。2日間にわたって今進めてまいりましたが、適切な質問等いただいておりますけども、若干前置きが長かったりですね、簡潔さに欠けるとか、質問が論外に渡るような事例も少しありましたので、その辺について、委員各位には特段のご配慮とご協力をお願いしたいと思います。ここで先ほど、186ページで木村委員からの質問に対して、生涯学習課長から回答があるということでしますのでお願いいたします。生涯学習課長。

生涯学習

はい。午前中に質問いただきました少年団とですね、その加入状況についてご

課長	報告したいと思います。少年団はですね、現在義経剣心会スポーツ少年団、剣道ですね、9名でございます。あと平取町野球スポーツ少年団が12名でございます。平取柔道スポーツ少年団が11名でございます。本町バドミントン少年団が14名でございます。貫気別バドミントン少年団が5名でございます。こちら柔道になりますけれども、護心館という団体が19名でございます。合計しますと70名となっております。以上でございます。
井澤委員長	木村委員よろしいでしょうか。はい。それでは、186、187について、そのほかにありますか。なければ、188、189ページ。190、191ページ。192、193ページ。194、195ページ。196、197ページ。198、199ページ。200ページ、201ページ。202ページ、203ページ。204、205ページ。はい。なければ、以上で歳出の質疑を終了いたします。それでは、予算説明資料7ページをお開きください。第2表、債務負担行為についての質疑を行います。質疑はございませんか。続いて、8ページ。第3表、地方債について質疑を行います。質疑はございませんか。それでは、以上をもって、令和6年度平取町一般会計予算に対する質疑を終了します。ちょっとお待ちください。続きまして、議案第17号、令和6年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。国保7ページ、歳入から質疑を行います。国保7ページ、質問はございませんか。続いて、8ページ、9ページ。10ページ、11ページ。12ページ、13ページ。14ページ、15ページ。16ページ、17ページ。18ページ、19ページ。それでは質疑はなしとしまして、次いで歳出の質疑を行います。歳出、国保20ページ、21ページ。はい、崎廣委員。
崎廣委員	国保20ページ、1款1項1目一般管理費の12節委託料、保険証等印刷業務委託料に関連してお伺いしたいと思います。今年の12月8日に健康保険証が廃止されて、マイナンバーカードに移行されるというのが報道されております。その状況なんですけれども、それだけじゃなくて、子ども医療費についても、マイナンバーカードに一本化するという報道がなされておりますし、今朝ほどの新聞でいくと、緊急輸送時、このマイナンバーカードを利用して運用を開始をしたい、これはまだ作業段階で、将来展望ということで報道されておりましたけれども、マイナンバーカード普及率が81%っていうふうに、先日報告がありましたけれども、マイナ保険証に向けてのこの移行、高齢者含めて問題はないのかなっていう心配をしております。なかなかまだ、100%までいっていないという現状もあるんだと思いますけど、マイナンバーカードじゃないと代替のものを出すというふうには聞いていますけど、その辺のところの取り扱いについて、問題がないかどうかお伺いしたいと思います。
井澤委員	町民課長。

長
町民課長

お答えいたします。問題がないかどうかというお話ですが、マイナンバーカードの保険証一体化は、随時進めていかなければならないことと思っていますので、現在、作りにくい方、作りたくても作れないような方たちには、必要な支援をしていかなければならないと思っております。そして、一体化後も1年間は資格証の発行ということで、まだ保険証対応のような形が残りますけれども、それ以降のこと、おそらく、何らかの混乱というのは全国的にあるものだと思います。随時、情報収集しながら、それらにできるだけ混乱が生じないような対応、特にマイナンバーカードの作成にあたって、戸別訪問がもし必要な状態になればですね、戸別訪問っていうのも考えながら、対応していきたいというふうに考えております。

井澤委員
長
崎廣委員

はい、崎廣委員。

マイナンバーカード自体に個人的には異議ありますけども、進んでいることなので、とにかくスムーズに移行されるように、その指導だとか、そういうことを徹底してやっていただきたいと思います。若い人は移りやすいのかなって、そして最終的には携帯でもできるような報道がされています。残念ながら私たちのアイフォンは駄目で、まだアンドロイドしか対応出来ないような状況ですけども、そういうところは若い人が対応できるんだと思いますけども、高齢者のほうはなかなか、今までぴらぴらな国保のカードだったけども、ハードのマイナンバーカードになれば、便利は便利だと思うんですけども、これが保険証なのって思っている方もいるかなと思いますし、子どもの医療費だとか、おそらくそうなってくると、他の医療費関係も全部統合されていくんだと思います。マイナンバーカードがどんどん重要になってくるんだと思うので、その辺のところのアフターケアに、アフターケアというかサポートを引き続きよろしくお願いしたいと思います。以上です。

井澤委員
長

はい。ほかございますか。それでは、22ページ、23ページ。24ページ、25ページ。26ページ、27ページ。28ページ、29ページ。30ページ、31ページ。32ページ、33ページ。34ページ、35ページ。36ページ、37ページ。38ページ、39ページ。はい松澤委員。

松澤委員

38ページ、6款1項1目12節の委託料なんですけど、特定健診受診率向上支援等事業委託料のところ、国からの補助金がなくなることによって、平取町データヘルス計画策定業務が終了したこと、というふうになっているんですけども、これは、すごく大変な作業だったと思いますけれども、町民にとってはとても大事なことだったと思うんですけども、その補助金がなくなったことによりということで、直営での実施ということも書いてあるんですけども、この

データを基に、これから先どんどん増えていくものに対して上乘せ、上書きしていくといいますか、そのデータを基にしたこれからのことも、そのデータを活かされていくっていうことでよろしいでしょうか。

井澤委員長
町民課長

はい。町民課長。

はい、お答えいたします。まず現状で支援が必要な方というのが絞られた、ということが非常に大きなものであったと思います。今度はそれを基本として、レセプトを電子データ下ではチェックはしませんが、目で見えて確認しながら、増えていく支援が必要な方というのは押さえながら、やっていきたいというふうに考えておりますので、これに関しては特段問題なくですね、できるかと思えます。そして電話勧奨を今までよりさらに、これまでも随分、保健師の方々、電話では、最近は本当に頑張ってくれていますが、それ以上に、委託の中にも電話勧奨を盛り込んで、この特定健診の受診率を特に上げていきたいというふうに考えております。

井澤委員長
松澤委員

はい、松澤委員。

はい。本当にそのとおりで、お電話いただくとやはり、本当に自分の健康は自分で守らなきゃいけないっていうのはわかっているんですけども、ついつい忘れてたりすることもあるんですけども、電話いただいたりすると、行かなきゃ、とか、しなきゃとか、そういう気持ちには必ずなっていくので、本当に一生懸命、保健師の方には、町民の健康について、すごく真剣に考えていただいているなど、本当に日々思っています。ですからこのデータを基にしてやっていただければ、補助金がなくなったにしても、続けていただければ本当にありがたいなと思います。あともう一つなんですけど、7節の報償費なんですけども、健康づくりインセンティブ事業報償費、これなんですけど、この内容はとても一人一人にやっていただくには、保健師さんが本当に頑張ってくれてくれるんですけども、内容は結構厳しくてですね、それによってその、何か商品券をいただけるんですけども、今、何千円っていう感じの予算で、それでそれをやるかっていうと、本人の意識だと思うんですけども、これ、本当にやっていくという人はいたんでしょうか。実績とこれから。大変なことなので、これはないんだったらやめてしまったほうが、保健師さんにとってもよろしいのかなと、ちょっと感じるものなものですから、実績はどのようなだったのか。

井澤委員長
町民課長

町民課長。

令和5年度の見込みにおいて、実績は、残念ながら無いというような見込みとなっております。ご指摘のとおり、この動機づけに関しては、この方法で良い

のかどうかっていうのは常に皆さんから言われます。もっと違った、ポイント制が良いんじゃないか、とかですね、色々言われますので、そういったお声を参考にしながらですね、より良い方法、動機づけとして取り組んでいきやすい、そんな対策を今後も検討していきたいというふうに考えております。

井澤委員長

よろしいでしょうか。それでは、40ページ、41ページ。42、43ページ。44、45ページ。46、47ページです。それでは、平取町国民健康保険特別会計予算に関する質疑を終了いたします。続きまして、議案第18号、令和6年度平取町後期高齢者特別会計予算に関する質疑を行います。6ページ、歳入から質疑を行います。ございませんか。それでは、7ページ、8ページ。9ページ、10ページ。11ページ、12ページ。13ページ、14ページ。15ページ、16ページ。17ページ。それでは、次に歳出を行います。18ページ。19ページ、20ページ。21ページ、22ページ。23ページ、24ページ。25ページまで。歳出に対する質疑を終わります。以上をもって、令和6年度平取町後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終わります。続いて、議案第19号、令和6年度平取町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。7ページ、歳入から質疑を行います。7ページはございませんか。8ページ、9ページ。10ページ、11ページ。12ページ、13ページ。14ページ、15ページ。16ページ、17ページ。18ページ、19ページ。20ページ、21ページ。22ページ、23ページ。24ページ、25ページ。26ページ、27ページ。28ページ、29ページ。30ページ、31ページ。32ページ、33ページ。歳入に対する質疑を終わります。続いて、歳出に関する質疑を行います。34ページ、35ページ。36ページ、37ページ。38ページ、39ページ。40ページ、41ページ。42ページ、43ページ。44ページ、45ページ。46ページ、47ページ。48ページ、49ページ。50ページ、51ページ。52ページ、53ページ。54ページ、55ページ。56ページ、57ページ。58ページ、59ページ。はい。中川委員。

中川副委員長

介保58ページ、介保全般について聞きたいんですけども、説明の中では交流サロンの運営費、介護予防教室、介護支援ボランティアポイントなどの経費と書いてありますけども、現在の状況をですね、交流サロンの運営費、また、令和5年に比べて、令和6年度、更にサロンの件数が増えるのかどうか、そういうところをまず教えてもらいたいと思います。聞くだけかもしれませんが、お願いします。

井澤委員長

はい、保健福祉課長。

保健福祉課長

はい。まず、交流サロンにつきましては、町内9か所ございまして、予算では月平均、1つのサロンで月4、5回ぐらいを見込んで、1回当たり600円、

	その12か月の9か所ということで、交流サロンの運営費予算としましては、29万1600円の予算計上となっております。
井澤委員長	はい、中川委員。
中川副委員長	運営自体は令和5年と変わらない形で良いですか。わかりました。ではね、スマートスピーカーについてもお聞きしますけども、これ多分、常任委員会でも説明を聞いたかもしれませんが、このことについても運営状況、お聞きしたいと思います。件数に対してもよろしくお願いします。
井澤委員長	はい、保健福祉課長。
保健福祉課長	今、利用者がですね、30名おります。次年度以降の意向調査も合わせて確認してまして、2名から3名の方が、5年度末で終了したいという意向を示しているという状況でございます。
井澤委員長	はい、中川委員。
中川副委員長	2名から3名がスマートスピーカーをやめたいということだと思えるんですけども、その理由についてはどういうことなのかなと、今後の勉強のためにお聞かせ願いたいと思います。
井澤委員長	はい。保健福祉課長。
保健福祉課長	はい。それぞれ理由はあるかとは思いますが、まず、自己負担の関係、月500円なんですけれども、自己負担の関係と、必要性っていうとあれなんですけれども、そんなにスマートスピーカー活用をしていない、困っていないとか、必要性を感じないっていうのが主な意見かなというふうに思っております。
井澤委員長	はい。ほかございませんか。それでは、60ページ、61ページ。62ページ、63ページ。64ページ、65ページ。はい。以上でもって、令和6年度平取町介護保険特別会計予算に対する質疑を終わります。続きまして、議案第20号、令和6年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する質疑を行います。病院会計、収益的収入から質疑を行います。病院5ページ、質疑はございませんか。6ページ、7ページ。はい、金谷委員。
金谷委員	1款1項1目の給与費について伺いたいと思います。職員数が38名ということで計上されておりますけども、この中にその内訳として、看護師の人数、正

	看、准看が何人いるのか、それについてちょっと教えていただきたいんですが。
井澤委員長	病院事務長。
病院事務長	すみません、私、立って回答します。ちょっと私、席が1番後ろなものですから、委員さんたちのお顔がよく見えませんので。昨年度よりですね、一応2名増ということで、予算は計上させていただいております。看護師もですね、ぎりぎりの人数で運営のほう、当たっておりますので、正看護師2名をできれば採用をしていきたいと考えております。
井澤委員長	その結果、割合としては、正看と准看との割合、
金谷委員	人数です。正看が何人、准看が何人、計何人か、分かる範囲で教えてください。
病院事務長	今現在ですね、病棟で21人、全体で看護師数があります。その中でですね、正看が今18名、准看が3名、合計21名ということになっています。外来は7人看護師がおりますが、全員、正看護師となっております。
井澤委員長	はい、金谷委員。
金谷委員	今21名っていう、看護師が病棟では21名、それから外来では7名ということで答弁いただきましたけども、今、最近ですね、新聞紙上で色々と看護配置の標欠ってということで、道内で2か所ほど、医療費の返還命令がかかっているというふうな新聞報道、されておりますけれども、その辺についての、今、平取国保病院の看護配置の15対1の看護配置に対して、そういうふうな形の中、それとあと救急認定を告示されておりますので、それを合わせてですね、それがきちとなっているのか、その辺についてちょっとお聞きしたいんですが。
病院事務長	はい。委員長。
井澤委員長	はい、病院事務長。
病院事務長	はい、お答えいたします。最近ですね、北海道厚生局の立ち入り検査があったということで、白老国保と斜里国保とですね、診療報酬の一部返還という新聞記事が出ておりました。当院ではですね、令和4年6月28日に、北海道厚生局の適宜調査ということで、当院において検査が実施されております。その際の指摘事項ですが、当然、当院もですね入院基本料の関係は、看護配置の基準等について全て検査を受けております。ただその中で、報告様式の9というものがあんですが、夜勤時間帯に外来を兼務する看護職員の総夜勤時間、夜勤

従事者数、看護補助者の日勤、早番、遅番勤務時間及び月平均夜勤時間の計上に誤りが確認されたので、それを修正するようにという指摘と、入院基本料に係る栄養管理体制の基準についてということで、栄養管理計画書の様式の一部修正、保険医の異動届について、提出漏れが見られたのでそれを修正するように、そのほか、看護補助加算1についてということで、看護補助者に院内研修を年1回受講させるように、研修をするように、というのが主な指摘事項でありました。当院においてはですね、看護配置基準に則って届出もしていますので、指摘されるような事項はなかったことを報告いたします。あと、委員長、ちょっと私からも今後の病院運営に関し、ちょっと金谷委員にお聞きしたいことがあるので質問してもよろしいでしょうか。

井澤委員長

ちょっとお待ちください。はい。事務長より要望がありましたので、金谷委員のほうでお聞きいただければと思います。どうぞ。

病院事務長

ちょうど今厚生局の適宜調査のちょっと質疑がありましたので、当院に置いてですね、過去にですね、北海道厚生局の調査があつて、返還金があった事例があったかなと思うんですが、私もちょっと書類とかよく見て探したんですけど、よくわからなくてですね、その当時ですね、指摘事項がどういうものだったのかと、あと返還金額がいくらぐらいだったのか、その返還金っていうのはどうやって工面したのかっていうのを、参考までに教えていただければなと思います。

井澤委員長

そのような質問が出ましたが、よろしいですか。金谷委員。

金谷委員

当時厚生局からの指導がございまして、私が定年退職してからそれが発覚しまして、その内容について若干説明させていただきます。厚生局からの指導については、未来処方、未来処方ってわかりますか。未来処方っていうのは、電話で薬を頼んで処方するということで、それは未来処方というんですよね。一部の地方においては、それは許可されるんですが、申請すればですね。だけど近場の人が電話をして、投薬をいただいたというふうなことになるれば、それは未来処方として違法なんですね、医療法上。これについてはですね、実はこれ内部告発で、お医者さんが新聞紙上といいますかね、そういうところに告発をしたということで新聞報道に出まして、厚生局が査察に入ったということで、金額はちょっと、返戻金額はちょっとわかりませんが、かなりきつい指導でありました。3年間ですか、色々な形の中で指導期間が決められまして、それをきちっとやらないと保険医の取り消しをされるというような現状でありました。そういうことから、今、私も事務長のほうから再質問されまして、そういう事例が、平取の国保病院については、色々な形の中で指摘事項がもし出た場合ですね、大変なことになるという懸念がありますので、それについてはです

ね、十分にやっぱり、頭の中に入れてですね、運営をしていただきたいというふうに思っていますし、この看護配置については、今回の白老と斜里については、救急認定があるから、救急の患者さんが、救急の看護師さんが配置していなかったことで、そういうふうな形になったというふうに私は認識しておりますので、そういうふうな形です。以上です。

井澤委員長

よろしいですかはい。はい病院事務長。

病院事務長

ありがとうございました。大変参考になりました。当院もですね、厚生局に指摘されるようなことがないように、適切にですね人員配置して、地域の医療の安全に努めていきたいと思います。

井澤委員長

はい、金谷委員。

金谷委員

もう1点、回答をちょっとしましたけども、金額的なもの、返戻金についてはですね、金額はちょっとわかりませんが、これについてはですね、町のほうから補正をしていただきまして、厚生局のほうにお返ししたというふうな状況でございます。

井澤委員長

はい、ありがとうございました。ほかございませんか。はい、高山委員。

高山委員

この3月にですね、町もそうなんですけれども、病院でですね、社会福祉士、ケースワーカーを1人採用したと思うんですけれども、実際今、ケースワーカー1人いて、機能しているんですけれども、今回、人事ですからそれ以上のことは言う必要ないんですけれども、その方にですね、何をやらせるために、何をやらせるためによって仕事なんだろうけれども、何のために増員をしたのかですね、枠ははまっているような感じなんですけれども、その辺の考え方をちょっとお聞かせいただければと思います。

病院事務長

はい、委員長。

井澤委員長

はい、病院事務長。

病院事務長

お答えいたします。地域連携室に勤務するですね、社会福祉士の1名増員ということで、まず、連携室の強化というのが最大の目的であります。今現在ですね、入院患者、今朝の時点で24名ですが、今1人でですね、24名の患者プラス、他院からの入院や退院の調整ということでですね、業務が非常に多岐に渡っているところでございます。また、1人係というものはですね、何かあったときにですね、その他の者が対応できるものでもありませんので、まずは、

地域連携の強化を目的として、入院患者の増を目指していくために採用に至っております。

井澤委員長

はい、高山委員。

高山委員

そういった意味では、強化するという内容のあれですけども、今までも、ケースワーカーがいなかった時も、それぞれその代替みたいな形の中で、看護師が対応してということはあるんですけども、せっかく強化プランを作りながら、この3年間、収益が改善されてきているのに、ここで1名ケースワーカーを使うということになると、また来年の決算では人件費が増えてくるというようなふうに思うんですけども、本当にいなければ、1人では、1人係では駄目だみたいなこと言いますけれども、本当にそれは駄目なのかどうか、もう一度。

井澤委員長

はい、病院事務長。

病院事務長

お答えいたします。確かに人件費は増加はしますが、それ以上にですね、入院収益というものがですね向上を目指せるということもありますので、今回、1名採用ということになっております。また、社会福祉士が増員となることで、新たなですね、病院の加算、入退院時の支援ですね、新たな加算も取得できることから、採用に踏み切っております。

井澤委員長

はい、高山委員。

高山委員

病院で強化するということの内容ですので、それ以上のことのお話じゃないんですけども、ただ1つお願いしたいんですけども、うちの町、病院に限らずですね、うちの町の中途採用も含めた中でですね、採用条件がですね、採用がある度にこういう人ですよということは、それはそれで周知しているからいいんですけども、こういう人が実際に決まっていますという投書がですね、随分私のところに来るんですね。これは病院だけではないんです。今までの、前の町長の時にもそういうのがありましたけれども、特に最近、そういうのが多いんですね、できればそういう採用情報を、こういう資格の人が欲しいというのは、それは当然周知しなければなりませんけれども、なるべく、なぜ漏れるのかちょっとわからないんですけども、今回、こういう人が決まっているみたいだよということで、うちの町の中途採用の面接に来る方って段々少なくなる、帰る方がですね、いやいや最初から決まっているんだったら、受けに来ませんよっていうぐらいな風潮になっているんで、今後、特にそういうことについてはですね、気をつけていただければ大変ありがたいかなと思いますので、これは要望ですので、答弁はいりません。

井澤委員長	町長、副町長とか、答弁いらないんですか。町長から答弁くださるということです。
町長	採用に関してはですね、何と言いますかね、その不公平さをですね、不公平になるような採用の手法を取っているということではなくてですね、通常の社会人枠にしても、会計年度にしてもですね、正当な募集の方法でやっておりましてですね、そういう投書があるってこと自体はどういうことか、ちょっと私にはわからないんですけれども、もうちょっと、それ、そうならないような手法というのはどうやったらいいのかなっていうのは、ちょっと考えづらいところもあるので。我々としてはですね、そういうふうに取りられる人もいるかもしれませんが、正規の形でですね、採用等についてはやっているというつもりですので、お伝えしたいと思います。
井澤委員長	はい。委員長の進行に少し誤りがありまして、今、7ページまで行ったんですが、収益的収支の質疑から入ったんですが、それを超えてページで7ページまで進みましたが、収益的収支の質疑は6ページで終わりました、今、7ページに入っていますので、収益的支出の質疑にこれから入るということでご了解ください。7ページほかにございませんか。はい、金谷委員。
金谷委員	先ほどの給与費の関係のですね、職員の関係で、職員定数っていうのは、これ限られているんじゃないんですかね、病院の場合、どうなんでしょうか。
井澤委員長	はい、病院事務長。
病院事務長	はい。お答えします。平取町国民健康保険病院職員定数条例というものがあります。
金谷委員	はい。
井澤委員長	はい、金谷委員。
金谷委員	改革プランの関係の素案の中の職員の関係で、人数の表を見ているんですが、これが基本的な定数っていうことの捉え方でいいんですか。
井澤委員長	はい、病院事務長。
病院事務長	すみません、どちらの資料で、経営強化プランの、どちらの、2ページのほうですね。はい。これは現在の、令和6年1月現在の当院の職員数ということで

	記載しております。
井澤委員長	はい、よろしいですか。
金谷委員	はい。
井澤委員長	それでは、7ページ、ほかございませんか。それでは、8ページ、9ページ。10ページ。11から12ページ。はい、金谷委員。
金谷委員	11から12の17節の委託料の関係で、PACS（パックス）の委託料が185万5000円の減額になったのはなぜなんですか、これについてちょっとお知らせください。
井澤委員長	はい、病院事務長。
病院事務長	はい。PACS（パックス）保守委託料に関しましては、2年に1回ということになっておりますので、令和6年度につきましてはこの分が減額ということになっております。
井澤委員長	金谷委員。
金谷委員	これは、2年に1回なんですか。PACS（パックス）の委託料のあれは、そういうふうな形の中で契約しているんですか。
井澤委員長	はい、事務長。
病院事務長	はい。2年に1回ということになっております。
井澤委員長	珍しい契約ですか。2年に1回って支払いというのは。
病院事務長	でもそういうのも、そういう契約もあるかなと、隔年で保守委託検査をすると。
井澤委員長	総務課長、そういうのもあるの。はい、金谷委員。
金谷委員	そうしたら、PACS（パックス）の保守点検41万7000円と、それから放射線部門のシステム保守管理委託料、84万1000円、これは、PACS（パックス）と放射線部門とのあれは一体となっているんじゃないですかね。どうなんですか、その辺について教えてください。

井澤委員長 病院事務長	はい、病院事務長。 お答えいたします。１７節の委託料の放射線部門システムの保守管理委託料というのは、電子カルテ導入時にですね、放射線部門にも、リスというシステムを入れたのですが、その部分に係る保守管理委託料ということになっております。
井澤委員長 崎廣委員	３回終わりましたが。はい。ほかございませんか。崎廣委員。 すみません、先ほどの２年のやつがよくわからないんですけども、発生主義って、単年度分をその１年目に払って、翌年度また払うというのが普通じゃないかと、企業会計であればそうじゃないのかなと思うんですけども、役場の会計だともっとそういうふうになるのかなと思うんですけども、その辺のところの見解、総務課長いいですか。
井澤委員長 総務課長	総務課長。 ちょっとその、ＰＡＣＳ（パックス）保守委託料というのはどういうものなのか、ちょっと私承知しておりませんので、ちょっとお答えはしかねます。
井澤委員長	ちょっとお待ちください。休憩いたします。１０分間です。５５分まで。 （休憩：午後１時４３分） （再開：午後１時５３分） 時間になりましたので再開いたします。病院事務長からの回答をお願いします。
病院事務長 井澤委員長 病院事務長	はい。委員長。 病院事務長。 はい、すみません。今ですね、放射線室長のほうに確認してまいりました。本年度ですね、このＰＡＣＳ（パックス）の保守委託料４１万７０００円、昨年から１８５万５０００円の減ということになっておりますが、昨年はですね、ＰＡＣＳ（パックス）装置に付属している、装置、テレビ装置等があるんですが、この分も含めてやっていただいていたのですが、本年度につきましてはＰＡＣＳ（パックス）に関する最低限の保守委託料ということで、４１万７０００円の前算を計上させていただいており、契約については単年度ごと、ということを確認しましたので報告いたします。

井澤委員長 よろしいですか。はい。それでは、ほかにございませんか。それでは、病院 12、13 ページ。それでは、続いて病院の資本的収入について、14 ページです。続いて、資本的支出について、15 ページ。それでは、以上をもって、令和 6 年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する質疑を終了します。続きまして、議案第 21 号、令和 6 年度平取町簡易水道事業会計予算に対する質疑を行います。水道、1 ページです。失礼いたしました。収益的収入から質疑を行います。5 ページです。水道 5 ページです。次に、収益的支出の質疑を行います。6 ページ、7 ページとなります。はい、崎廣委員。

崎廣委員 水道 6 ページのところですね、配水及び給水費のところ、17 節修繕料です。今現在、能登地震で、まだ 1 万 9 0 0 0 世帯が断水しているっていう状態なんですけども、うちの水道の耐震化率っていうのは、どのようになっているんでしょうか。

井澤委員長 はい、建設水道課長。

建設水道課長 はい、お答えさせていただきます。実のところの耐震化率まではまだ全部出ていないんですが、今、水道を更新している中では、全て耐震性を持った水道管に替えてきているということで、申し訳ありません、率についてはちょっと調べる時間が必要かと思しますので、申し訳ありません。

井澤委員長 はい。よろしいですか。ほかにございませんか。それでは、水道 8 ページ。それでは、続いて資本的収入の質疑を行います。9 ページです。次、資本的支出の質疑を行います。水道 10 ページです。それでは水道の 2 ページをお開きください。第 5 条企業債について質疑を行います。質疑はございませんか。はい。それでは、ちょっとお待ちください。簡易水道会計については、今回より企業会計となることから、予定キャッシュフロー計算書、以下が添付されております。水道 16、17 ページになります。はい。崎廣委員。

崎廣委員 企業会計になるということなんですけども、大福帳会計から企業会計になるので、非常に難しいんだと思うんですけれども、おそらくそれもソフトが入っていて、入れれば答えが出るっていう形だと思うんですよね。ただ、それだけだとせっかくの損益計算書とか、貸借対照表が意味がないような気がするんですよ。そこで生まれた数字が一体経営にどれだけ影響を及ぼしているのかだとか、そういうことを読み込めなかったらやっぱり駄目だと思うんですよね。専門職じゃないとなかなか読み込めないと思うので、ただ表を作れば良いっていうことじゃなくて、これは病院の企業会計もそうなんですけども、何かそういう専門の人が庁舎の中に必要じゃないかなという気がしております。役場の会計も毎

年財務書類を作って発表していると思います。令和４年度、さっき確認したんですけれども、令和４年度、決算終わっているんですけども、まだ財務諸表が出来てないという状態で、ホームページも、当然出来てないからホームページもアップになってない。せっかくこの作った、計算書なり諸表が作っただけで活かされていないっていうのは、もったいないと思うんで、その専門家がやっぱり置いたほうがいい。町の財務諸表なんていうのは、一つ例を取れば、住民１人当たりの資産額で、令和元年度、６４２万円という数字が出て、令和３年度では６６２万円、町長が就任する前に６４２万円あったのが、今一期目終わる時点で、でも令和４年度が出ていないから３年度なんすけど、６６２万円になってますよって、２０万円増えてますよっていう、こういう数字の読み込みの仕方を、やっぱり読み込むことによって、この財務諸表というのは活かされるんだと思うんで、そういったような、専門の人を配置したほうが良いのではないかっていう気がしてるんですけども。それか、何かそういう専門家に頼んで、その数字の読み込みを頼む、この財務諸表でいくとうちの町はどうなっているんだろう、うちの水道会計はどうなのかなっていうことを、きちんとやったほうがこの企業会計、公会計に持っていく意味があるんだと思うんですけども、いかがでしょうか。

井澤委員長

副町長。

副町長

はい。今ありましたご意見について、なかなか人を雇うというところは難しいと思うので、後段言いました、専門家の意見を聞いて、確か、一般会計の財務諸表は依頼をして、頼んいであるというようなそんな状況だと思いますけども、そういう専門家の方に説明をいただいて、その辺の理解できるような形は取っていけるかなというふうに思っています。

井澤委員長

はい、崎廣委員。

崎廣委員

はい、ありがとうございます。大事なことだと思いますんで、それと合わせて、もう５０オーバーの人たちはもうおそらく、どうでもいいと言ったら怒られますけども、若い人たちは、これからはやっぱり企業会計の、公会計のシステムになってくんだと思うんです、流れ自体が。だからそのところを勉強できるような、研修会もやったほうがいいかなと思いますんで、せっかく、町の諸表を作ってくれている会社があるのであれば、そこに、提出と一緒に説明会をやってくれだとか、そういうことをやっていったほうがいいと思いますんで、ご検討お願いします。答弁はいいです。

井澤委員長

ほかございますか。なければ１８、１９ページ。それでは、２０ページ。ありませんので、以上をもって、令和６年度平取町簡易水道事業会計予算に対する

質疑を終了いたします。ちょっとお待ちください。これまで各一般会計及び特別会計、各会計について質疑を行ってききましたけれども、これまで全体を通して、再度、質問等がありましたら受け付けたいと思います。質疑はございませんか。はい千葉委員。

千葉委員

全体を通してということですが、ちょっと伺っておきたいことがあります。予算説明資料、今回本当にちょっと大事な要点、何箇所か具体的に触れてくれるのかなと思って説明聞いたんですけど、ちょっとなかったもんですから、改めて伺っておきたいと思います。13ページ、基金の現在高、見込み状況の表であります。

井澤委員長

13ページですか。こちらの予算説明資料、はい。

千葉委員

説明資料ですね、説明が私、ちょっと詳しく聞きたかったことなんですけども、いわゆる基金の現在高、令和4年から、今回一覧表になっているのは、令和6年、3年間、令和4年は23億ぐらいの基金の残高で、5年、6年と約4億ずつ減ってきて、現在、令和6年度の予算としては15億円あまりという形でありますけども、これから、数年前からちょっと話が出ている、いわゆるこの本庁舎の扱いに対して、非常に心配しているのは、公債費増えるのはいいんですけども、基金の扱いをどのように持っていくのかなっていうのが、一つ自分の頭の中で、色々シミュレーションしているんですけども、今後の計画とともにですね、いずれこの庁舎も新しくなっていくのかなというふうに思ってますけども、その時の、いわゆる公債費の比率含め、財政支出をどのように考えているのかなというのが、ちょっと伺っておきたいと思うんですけども、その辺についてお答えいただける範囲で、答えていただけるとありがたいと思います。

井澤委員長

町長。

町長

はい、お答え申し上げます。私の執行方針にもですね、若干書かせていただきましたけども、やはり、義務的経費といいますか、公債費を含むですね、義務的経費がやはり増大ということで、大型事業が過去にあったというようなことありましてですね、やはり、今のシミュレーションでいくと、令和8年度がですね、公債費のピーク、義務的経費が通常よりやっぱりこう多くなっているという時期ですので、そこまではですね、やはり慎重にといいますか、ただもうご覧のとおり、基金取り崩しをですね4億台、5億近くというようなことですので、この辺は平取町の一つの特徴としてですね。交付税を結構きつ目に見て、それが上方に、いかに誤算が出るかというようなことをですね、期待しながらやっているというようなところもあるんですが、なかなか最近は交付税も厳しいと。これはやはり人口減少等に伴うですね、算入額等の算定のされ方な

のかなという気もしましてですね。ただ平取町として、今までやってきたようなことは、やっぱり継続すべき事業がありますので、それはやはり色々な状況を鑑みながら、基金を少しずつ取り崩しながらですね、やらざるを得ないという状況なのかなという判断で、今年の予算編成もですね、そういう考えの元でやってきたというようなことでございます。庁舎の問題もですね、今年、内部的にやっぱり相当こう、構想的なものをですね、やっぱりしっかりやらなくてはならない時期に来ているということで、その公債費のちょっと多くなるような年以降にですね、着手できるようなスケジュール感を持ちながらですね、是非、やりたいなと思っておりますので。今、ふるさと納税に若干、シフトしながらというようなこともありますけど、なかなかやはり、ふるさと納税がですね、どれだけ伸びるかというような見込みもですね、立てづらいということもありますので、なかなかこう、依存しがたい条件の基金ということもありますので、極力、ふるさと納税をですね、増やすような視点に立ってやりたいと思いますけれども、依然として、もう少しこう、我慢の時期かなと思いますので。ただ、やっぱりそういう次につながるような財政環境をですね、やっぱり持つことが、我々の今の責任でもあるんだろうというふうに思っていますので、また色々こう、前回もコロナもありましたし経済対策等もありましたので、色々こう、環境の変化もですね、出ることも予想されますので、そういったものを的確にとらえながら、うちとして、今度の総合計画がですね、基金をどうするかというような問題にもなりますし、どれだけの規模の借金なりですね、そういったものを持つかというふうな、目標の設定の仕方もあるかと思いますが、特にやはり、平取町の財政、何か危なそうだねというような不安をですね、町民に持たれないような形で、財政運営をですね、常に心がけたいというふうに思っています。

井澤委員長

ほかございますか。はい、四戸委員。

四戸委員

この6年度の予算とは直接関係ないんですけども、今回、能登半島で大変な震災が起きて、今も住民の皆様が大変な思いをしていることと思いますけども、議会としても、多少なり支援金は送りましたけども、町としてですね、平取町として、支援金は送られているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

井澤委員長

総務課長。

総務課長

はい、お答えいたします。町としてはまだ送っておりません。

井澤委員長

はい、四戸委員。

四戸委員	まだそういうこと、きちっと決まっていらないのかなとは思いますが、今後送る予定はあるのでしょうか。
井澤委員長	はい、町長。
町長	今、北海道町村会としてですね、対応を図るというふうに聞いておりますので、ちょっと内容を見ながら、私ども独自でどうするかを決めたいというふうに思っています。
井澤委員長	よろしいでしょうか。ほかございませんか。 （質疑なしの声） それでは質疑なしと認めます。以上をもって、議案第１６号から第２１号までの令和６年度平取町各会計予算に対する質疑を終了いたします。 次に討論を行います。議案第１６号、令和６年度平取町一般会計予算に対する反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 賛成多数です。従って、議案第１６号、令和６年度平取町一般会計予算については、原案のとおり可決するものと決定しました。 続きまして、議案第１７号、令和６年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 賛成多数です。従って、議案第１７号、令和６年度平取町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決するものと決定しました。 続きまして、議案第１８号、令和６年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案につい、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って、議案第１８号、令和６年度平取町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決するものと決定しました。 続きまして、議案第１９号、令和６年度平取町介護保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成多数です。従って、議案第19号、令和6年度平取町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決するものと決定しました。

続いて、議案第20号、令和6年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第20号、令和6年度平取町国民健康保険病院特別会計予算については、原案のとおり可決するものと決定しました。

続きまして、議案第21号、令和6年度平取町簡易水道事業会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第21号、令和6年度平取町簡易水道事業会計予算については、原案のとおり可決するものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました、令和6年度平取町一般会計予算並びに各特別会計予算の審査は終了しました。町理事者、また関係課長につきましては、誠にありがとうございました。それでは、これまで委員より出されました質疑等の取りまとめを行いますので、委員は議員控室にお集まりください。この審議の場は終了といたしますので、町理事者、職員の方、お疲れ様でございました。10分間休憩いたしましょう。14時27分から委員控室にて、調整を行いたいと思います。

(審議終了 午後2時17分)